

---

出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
まちづくり政策課長	大場 勝郎	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康推進課長	大宮 正博	君
福祉課長	平間 忠一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
商工観光課長	菅野 敏明	君

都市建設課長	大久保 政 一 君
上下水道課長	加 藤 克 之 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監	長谷川 敏 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
公共施設管理監	小 野 宏 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	伊 藤 純 子

---

議 事 日 程 (第3号)

平成22年9月7日(火曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

森 淑 子
佐々木 守
佐々木 裕 子
広 沢 真
高 橋 たい子

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において11番大坂三男君、12番舟山 彰君を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

10番森 淑子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔10番 森 淑子君 登壇〕

○10番（森 淑子君） 10番森 淑子です。

大綱1点、質問いたします。

**DV被害者の支援を。**

母子寮と呼ばれる施設の第一号は、徳永 恕が生活困難な母子世帯を援助するために開設した二葉保育園「母の家」とされています。1922年（大正11年）東京市のことで、第一次世界大戦終結後の母子心中が多発した時代でした。キリスト教の保育園から始まったこの施設は、子供と母を一体として保護するという方針で、女性が働くことと、母性が守られ、保護されることの両方が女性の人権の回復を図るための基礎条件であるという立場をとっていました。二葉保育園には乳児から学齢期まで155人、1932年の段階ですが、託児されており、その半数は母子寮の子供でした。朝6時には暖かい部屋に乳児を迎える用意ができており、夜

は母の仕事の都合次第で時には10時、11時まで保育したと、働く母への全面的な支援の姿勢を示し、さらに1932年の初めから給食を行うようになりました。この施設は昭和20年の空襲による焼失でその歴史を閉じています。

母子寮が法律上に位置づけられたのは、1932年に施行された救護法によるものです。その後母子寮は、1938年、厚生省の設置と同年に施行された母子保護法により規定され、その数が増加してきました。第二次世界大戦後は、夫の戦災死による母子家庭が圧倒的に多い状況の中、家を失い、家族を失った母子に対して支援を行ってきました。母子寮は戦後の母子家庭対策として大きな役割を担ってきたのです。

高度経済成長の時代になると母子家庭の事情も変化して、母子寮の利用者も離婚などによる母子家庭が増加し、多様な事情を抱える母子の利用が増加しています。現在ではドメスティック・バイオレンス（DV）被害者や児童虐待の被害を受けている人たちの避難場所としての役割を担っています。

このような利用者の変化を踏まえ、1998年に改正された児童福祉法では、「母子寮」の名称を「母子生活支援施設」に改称しました。また、2004年の児童福祉法改正により、母子生活支援施設は「退所した者について相談及びその他の援助を行うことを目的とする」としています。2004年に改正された改正DV法においては、一時保護施設として母子生活支援施設が位置づけられました。母子生活支援施設がDV被害者保護から生活の基盤づくりを行い、自立支援を行う施設であることが法律上も明記されました。

そこで伺います。

1) 母子寮から母子生活支援施設に名称が変更されたが、山下荘での内容はどのように変わったのか。

2) 山下荘の利用率は何パーセントか。

3) 子供のいないDV被害者は山下荘に入居できないため、町営住宅を一時避難施設として利用できないか。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森淑子議員のDV関係についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり母子寮は、平成10年に児童福祉法が改正され、「母子寮」の名称を「母子生活支援施設」に改称し、その目的は、母子を「保護する」から「保護するとともに生活

を支援する」に拡大され、新たに自立の促進のための生活を支援するという役割を担うようになりました。

これらの規定に基づき、山下荘においても入所者本人の自立に向けた考え方や今抱えている問題などについて話し合い、さらには措置した福祉事務所等との協議を行い、入所者の意見や意向を踏まえた「自立支援計画」を策定しています。また、宮城県が実施する就業支援講習会などの情報を提供しながら、「子育て支援」や「母親の就労支援」などの自立促進の面談を実施しています。

なお、DV被害者の緊急時における一時保護については、平成16年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV法）第3条第4項で、「婦人相談所が自ら行い、または厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする」と規定されています。

また、平成16年12月2日付、厚生労働省などの連名による「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」によって、「一時保護にあたっては、婦人保護施設や母子生活支援施設、つまり旧母子寮で、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護を行うことが必要である」との中で、母子生活支援施設も一時保護委託先として位置づけられました。しかし、母子生活支援施設を一時保護委託先として運営するには厚生労働省が示した基準に適合しなければなりません、そういった働きかけは県の方からはございません。

今後も入所の措置権者である県保健福祉事務所や市福祉事務所などの関係機関と連携を図りながら、母子生活支援施設として母子家庭の自立支援に取り組んでまいります。

2点目、利用率ですが、過去3年間について、毎月10世帯が1年間入所した場合を100%とする計算で利用率を積算した結果、平成19年度は80%、平成20年度は38%、平成21年度は24%になります。

3点目、子供のいないDV被害者が町営住宅を利用できないかという点ですが、DV被害者であれば条例により単身でも町営住宅に入居することができますが、「持ち家がないこと、町税等の未納がないこと、収入が基準額以下であること」などの入居資格を満たす人が対象になります。

現在町では政策的な空き家を除くとほぼ100%の入居率となっており、昨年度の町営住宅の募集平均倍率も約10倍と希望者が多い状況です。また、入居資格の特例として、火災等によ

り住宅を失った方の被害者住宅として若干の住宅を確保しています。

DV被害者の一時避難施設的な利用という観点からは、空き室がいつできるか不明なこと、常時空き室を確保しなければならないこと、他の単身者で入居資格のある、60歳以上の方、身体障害者、生活保護者等の兼ね合いの問題や、DV被害者の入居資格を満たす人のみが対象ですのでDV被害者で入居資格のない方への公平性や、また町営住宅の場合は住まいを提供するだけですので保護や支援等の連携はどうするのかなどの問題もあり、現時点での対応はなかなか難しく、現制度の中で支援していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 森 淑子さん、再質問ございますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 火災のための部屋を幾つか用意してあるということですがけれども、何世帯分ぐらいあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 火災ということで並松に2部屋確保しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 2世帯分ということですがけれども、そのうち1世帯分を回せないかということですね。先ほど保護までできないとかということがありましたけれども、自宅が火事になって焼け出された人と命の危険を感じて着の身着のまま逃げてきた人とどう違うのか、その辺伺いたいです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） DV関係の被害者ということで単身入居できる部屋は当然あります。通常基準がありまして、60歳以上の方とか、先ほど町長答弁で申し上げましたけれども、それから体の不自由な身体障害者の方あるいは生活保護を受けている方ということになりますけれども、被害者の一時保護の用に供する施設としてそこをきちっと例えば指定した場合に、当然不特定多数の人が入れるような状況ではうまくないわけですね。それから、かつ被害者の方の安全確保とかそれからプライバシーの保護等々いろいろありまして、町営住宅については部屋を貸すだけということで、それについては生活保護とか身障者の方とか、それについては同じ基準で募集をしているという状況です。

ただ、火災はまた特例といいますか、そういう形で入居してもらっていると。火災に遭った場合ですね。そういう状況で2部屋を確保しているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） DVの場合も特例ということで、入居することはそうすると可能なわけですね。特例をつくれれば。保護の場合は、じゃ何か事故があったとき、DVで逃げてきた人が危害を加えられる心配はあるわけですけれども、じゃそういう方はどこへ行けばいいと思いますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長、どうぞ。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

宮城県の中ではDVで緊急避難される方の受け入れ施設としましては女性相談センターがございまして、そちらが併設されまして配偶者暴力相談センターとなっているんですけれども、その中で指定しているのが2施設ございまして、そちらで、婦人相談センターの方が手配をするというふうになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） DV被害者の数なんですけれども、県への夫からの暴力の相談ですね。今出た女性相談センター、こちらへの相談、自分は家で夫から暴力を振るわれているんですけれどもどうしたらいいかという相談なんですけど、19年度で761件、20年度895件、21年度999件と、年間100件ぐらいずつふえているんですね。これは暴力がふえたというよりもDV法のこと浸透してきたために今まで我慢してきた人たちが声を出すようになった、相談の電話なりセンターを訪問したりするようになったということで、これからますますふえてくと思うんですが、県内に2施設ということをどう考えますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 2施設が多いか少ないかということはどう考えるのかと、そこでとらえますと、2施設の中で1施設は定員が20人の施設なんでございまして、県に確認しましたところ、緊急避難で入所の措置をしているというのは10人前後で推移しているという状況を伺いますと、現在の2施設で対応は可能であるというふうに県の方で計画があるのかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 約1,000人の相談がありながら10人しかそこに入っていないということは、そこだけでは足りないということではないんでしょうか。その施設では行き場所を求

めている人たちの役には、地域の場所にもよると思うんですけども、県内全域に行き場所を探している人がいるんですけども、二つでは足りないということだと思ってしまうんですけども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） その相談件数の中にも、例えば柴田町の方にもDV関連というようなことをご相談はございます。そのご相談を受けた内容がすべて緊急入所の措置が必要だという案件とはなっていないので、それが2カ所でいいということではございませんが、県の計画の方を伺いますとそのような計画で運営しているということにとらえているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 仙台には民間の相談窓口やシェルターがあります。民間の人が運営しているNPOもありまして熱心に活動しているんですけども、それは人口100万人の都市だからできることで、人口4万弱の柴田ではそうそう民間に頼ることはできないと思うんですね。それでDV被害者の中には民間のアパートを借りて住んでいる人もいるわけですけども、町がそういう人たちを拒否して民間の人に任せていけばそれでよしとするというのはやっぱりおかしいんじゃないかと思うんですね。困っている人を助けるのは行政の仕事です。法律を盾にあればできない、これはできないというのはやっぱりおかしいのではないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） おかしいということを聞き……

○10番（森 淑子君） おかしいと思いませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） おかしいかどうかというふうなご質問なんですけど、決しておかしいものではないと考えております。と申しますのは、やはり決して今森議員さんのご質問にありますように町が拒否しているとかそういうことではございませんので、そういう意味でちょっと答えに困ったなというふうに思ってたんですけど、おかしいかと思うかわからないかということでしたら、おかしいとは思いません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） じゃ山下荘のことについてちょっとお伺いします。

以前母子寮ができた当時は夫と死別した人が入所していたと思うんですけども、最近数年



間の状況はいかがでしょうか。特におとし、80%を超していたころの状況はどうだったでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 19年が80%ということで、これは利用率というご質問でございましたので、利用率をどのように出したらいいかなというのをまず考えました。それでお答えしたのは、山下荘は定員が10世帯ということなものですから、その稼働率になってしまいましたけれども、そういうことでお出した数字なんですけれども、当然19年度は入所が8世帯ありまして退所が7世帯ございました。年度は4月から3月までの間にそれぞれ月ごとに入所されていた世帯数の合計が96世帯というふうになりますので、10世帯が12カ月入っているのを100と考えれば、先ほど申し上げました80%になるというような状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 数ではなくて、入所の事情、どういう事情で入所した人がどのくらいいたのか。8世帯のうちどうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 内容はDVというふうに限ったものではございませんでした。例えばDVもございましたが、生活の困窮等で、これは入所に当たりましては山下荘は入所措置権というのがございまして、それが県または福祉事務所等が措置権を判断しまして入所するということですので、そのような内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 入ってくるときにやっぱり理由があるわけですね。県か福祉事務所経由で入られるんでしょうか。そのときにどういう事情で入るとするのは特別子ども家庭課の方では把握しないんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 当然認定がございまして、その書類が来ますから、その内容ではこのご家庭はこういう理由だというのは当然把握してございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） ちょっとよくわからないんですけれども。数はわからないということなんでしょうか。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 大変申しわけございません。その理由の分類のこの数値ということでございますか。すみません。今ちょっと手元に見つからないので、後でご報告したいと思います。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 10番（森 淑子君） 人員の配置について、どういう資格を持っている方が何時から何時まで勤務ということを伺います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 母子生活支援施設にはそれぞれ職員が配置ということでありまして、山下荘については施設長、あと母子相談員、それと少年相談員等がおります。施設長は私が兼務しておりますので、職員が3人。兼務職員も含めると3人で、それで8時半から5時15分の勤務となっております。夜間につきましては外部委託ということで警備会社の方に管理を委託している内容でございます。
- 議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問、どうぞ。
- 10番（森 淑子君） もうちょっと詳しく。相談員の方も少年相談員の方も8時半から5時15分までいるということなんでしょうか。施設長以外。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 施設長は兼務しておりますので、そのほかの職員としまして2名が8時半から5時15分までおります。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 10番（森 淑子君） 母子生活支援施設費として2,000万円前後このところ支出しているんですけども、それはそういう人件費も含めてのことなんでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 人件費も含めまして母子生活支援施設を運営する費用ということで予算を計上させていただいております。
- 議長（我妻弘国君） どうぞ。
- 10番（森 淑子君） 先ほど一時避難施設のことが出ましたけれども、県の方とこのことについて話し合いをしたことはありますか。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 山下荘を一時避難所というDVのシェルターのような役割をすることについてのお話ということであれば、いたしておりません。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 10番（森 淑子君） ということは、施設長も一時避難所の見学などはしたことはありませんか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 私が直接その県の施設を視察させていただいたことはまだないんですが、今度の9月だったですか、会議があるものですからそちらではその要望を出したいんですが、職員が、県の研修がございまして、そのときにその施設を視察させていただきまして、その報告を資料とともに私は受けております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 10番（森 淑子君） 町として一時避難所を設置するという考えはないのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） DVの一時避難所、緊急避難所というのは非常に大切な施設なのかなというふうには考えてございます。ただ、DVで、例えば山下荘に現在DVという理由で入所されている方もやはり県北とか遠いところから、柴田町近辺ではないところから入所されているという状況から踏まえますと、緊急避難する施設としましては、やはり遠く離れている、つまり現在生活しているところと離れているところということを措置の方でも考えているようですし、必要性があるのかなというふうに考えます。
- もう1点としましては、一時保護施設としましては、やはりこれは町単独でやるべきものなのか、または広域的に、県でありますから今県の施設として2施設があるのかなというふうにも考えるところがございまして、やはり広域的な行政の対応が求められるものなのかなというふうに考えているところです。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 10番（森 淑子君） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV法なんですけれども、その3条では「当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする」、

「努めるものとする」ということについてどうお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ただいまのご質問では、配偶者暴力相談支援センターの設置について「努めるものとする」というのが現行法の規定でございまして、やはりそういう意味では、柴田町としましてはDVの相談の窓口を子ども家庭課というふうに設定しまして、これは前にもご質問あったときにお話し申し上げたんですが、DVナビという全国的な周知の内容でございまして、その中では柴田町としても子ども家庭課がDV相談の担当窓口であるということでPRをさせていただいているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） ということは、子ども家庭課は配偶者暴力相談支援センターとしての職務を果たしているということですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） DVの相談を受けたときにその内容をお伺いしまして、例えば仙南保健福祉事務所でありましたり、あとは県のただいま出ております女性センターでありましたり、そういうところにご案内するとともに、事実を確認して引き継ぐというような内容にもしてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 母子生活支援施設としての山下荘は必要と思われているかどうか。必要な施設なのか、それとも不要な施設なのか、どう考えておられますか。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 大変大きなご質問でございまして、私からの答弁とさせていただきますのは、やはり母子生活支援施設、これはこれまで柴田町の中で母子寮としての設置から現在までいろいろ議会なりあとは町の方の対応として取り組んできたものでございますから、これは伝統ある業務なのかなというふうにとらえているところです。ただ、これからはやはり広域的な行政の中での位置づけといたしますか、そういうものを再度精査した上で、なお重要な目的に基づいた運営をしていかなければならないのかなというふうにご考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

- 10番（森 淑子君） 現在、今年度は1世帯のみの利用ということでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 現在はもう1世帯入りまして、今は2世帯ということで入所されております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 10番（森 淑子君） 今入っている2世帯はどういう事情で入られた方でしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 1世帯の方はDVの措置として入ってきているんですけども、これが、今仙南保健福祉事務所の方とも話しているんですけども、なかなかそういう状況での内容ではないのかなということもありまして、その対応を福祉事務所の方と今協議しているところでございます。あともう1世帯の入所された世帯につきましては、子供さんの親権についてのことでございまして、その関係がございましての入所ということでございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 10番（森 淑子君） そうするとごく短期の入所ということなんでしょうか。親権がはっきりするまで。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） そのケースにつきましては、これから裁判等の手続が進むということもございまして、これが、期間につきましては、短期になるのかももう少し延びるのはこれからの推移になるのかなというふうに思います。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 10番（森 淑子君） 県内に、仙台市に2カ所母子寮がありまして、母子生活支援施設ですね。県の方は4カ所持っているんですね。宮城県で運営しているさくらハイツというところは20世帯分あるんですが、そこは18世帯埋まっています。栗原市の母子寮は20世帯、定員20のところを14、加美は20世帯のところを5世帯、山下荘は10世帯ですが、今は2世帯ということで、山下荘は何か随分利用が少ないなという感じがするんですけども、いかがお考えでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） やはり10世帯の中で2世帯という状況でありますと、数からいくと少ないのかなというふうに思うところもありますけれども、やはりこれは入所措置という措置権者がございますので、例えば柴田町でどうぞ、どうぞというふうなものでもございませんから、そういう施設ではございませんので、そういう意味では、措置をする場合にはその入所者のお住まいになっている場所と、そういうこと等のかかわりがあるのかなというふうに考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 入所者、特にDVの場合、先ほど仙北の方の話が出ましたけれども、遠くの方は仙南に行きたいと、仙南の方は仙北の方に行くというのが通常なんですね。自分の居場所を知られたくなくて住みかを探しているわけですから。ですから、遠いから少ないとかというのは全然実情に合わないのではないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 私の説明がちょっと足りませんでしたけれども、遠いから少ないということではなくて、今議員さんがおっしゃったように、入所する方の住所地から離れているところに入所されるというふうな措置をとられるのが多いケースなんですけれども、それとは別に、山下荘の方で拒否しているとか、入所をそういうふうにしているから少ないということではございませんということをおし上げたかったんでして、入所措置権による入所の対応をさせていただいているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 福祉事務所とは定期的に話し合いとか情報交換はしているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ただいま保健福祉事務所の方はDVに限らず児童虐待等、あといろいろな相談業務で、あと福祉事務所並びに児童センター、児童相談所等とも綿密な情報連絡ということをしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 全国母子生活支援施設協議会というのがありまして、全母協と言うんですが、毎月町では5万円会費を払っています。そのほかに県の協議会は1万5,000円、北海道東北ブロックには5,000円と、協議会関係で7万円毎年支出しているんですけれども、この

全母協では毎年施設の職員向けの研修会を行っていますけれども、そういうところには職員の方の出席はありますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 毎年は参加してございませませんが、20年に栃木県宇都宮が会場だったかと思うんですが、そちらには職員を派遣してございます。また、県の協議会の中での定期的な研修等には職員を派遣しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 先ほど山下荘の利用が少ないという話をしたんですけれども、間取りとか古さからいうとどこも古いんですよね。県でやっているところは比較的新しいんですけれども、そのほかの加美とか栗原は住居の環境からいうと山下荘よりも悪いんです。例えばおふろは共同ふろだったり、あと加美の方は一間のところ。柴田の山下荘は和室も二つありますし、押し入れも2間ありますし、トイレもおふろもついているんですよね。それなのに利用が少ないのはどうしてなのかなと考えたんですけれども、先ほどの施設長のお話では私はちょっと理解できなかったんですが、実は、今回山下荘を取り上げようと思ったのはちょっとうわさを聞いたからなんです。

このことは黙っているつもりだったんですけれども、ちょっと申し上げておいた方がいいかなと思ひまして、実は、山下荘は入居した人からの評判が余りよくないという話なんです。そのことが福祉事務所の方にも聞こえていて、福祉事務所では余り紹介したくないんだといううわさです。そのことは福祉事務所にも聞いてみましたし県庁の子ども家庭班の方にも聞いてみましたけれども、そういう質問にはちょっとお答えできかねるということで、確かにそうなんですけれども、今2世帯は入っているんですけれども、やっぱりさっきの利用率を聞きますと、一番多いおとし80%と言いながら7世帯。8世帯ですか。ちょっと考える必要があるんじゃないでしょうか。直接入っていた方から聞いたわけではありませんけれども、そういううわさが流れているということは確かだと思ひますね。それがこの入居者が減っている理由の一つかなと思ひますが、いかがでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今のお話は、うわさということでお伺いしましたお話につきましては、大変申しわけないですけれども、全く私の方では承知しておりませんでした。

それで入所している間には、やはり母子生活支援施設ですから、母子相談員という役割の職員につきましては家庭の子供さんに対する内容とかにつきましているいろいろ助言する業務も含まれておりますので、そういう意味では、とらえ方によっては口うるさいとか、そういうふうにとらえられた方がいらっしやったのかもしれませんが。ただ、やはり施設上の目的としまして母子生活を支援する中で、いろいろなお話し合いの中ではそういうお話もしなければならぬという状況にあったのかと思います。また、退所された方の中でも、やはり私、兼務していると申し上げたんですが、いろいろな手続で子ども家庭課にいらっしやいます。そのときには当然顔見知り、私が20年度から担当させていただいているので、それからの退所された方でお見えになったときにはお話もしまして、お声がけもいただいて、どうですか、頑張っていますかというようなことでお話をさせていただいているということもあります。そしてまた施設の方にも、近くまで来ましたからと言って、顔を見せて寄っていかれる退所された皆さんもいらっしやるということは伺っておりましたんですが、それはやはりうわさでございましていろいろなことが出るかもしれませんが、今後はそのよううわさが出ないように職員一同対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 今世の中はどんどん変わっているんですね。家族観も変わっています。

やっぱり現実に即した仕組みをつくっていかなければならないと思うんです。入所する方の意識も変わってきます。当然若い人が、比較的年齢の若い、小さいお子さんを持った人たちが多くなっていくわけですから、やっぱり職員の方もいろいろな機関と連携をとりながら情報収集、研修も重ねていかなければ、せっかく必要性がありながら利用されないむだな建物になってしまう懸念もあるわけですね。

ですから、今後考えていただきたいんですけれども、福祉とはどういうことなのかということですね。今民主党の代表選挙われていますけれども、小沢さんも菅さんも目指すべき国のありようは福祉国家だと言っておりますし、また柴田の町長も福祉と教育に力を入れると言っておりますので、手をこまねいて法律が変わるのを待っているだけでなく、一歩でも二歩でも柴田町が先に行ってほしいなと願っているところです。入所する方もいろいろですし、それぞれ考え方はあるかと思うんですけれども、やっぱり新しい情報がなければ新しい人は入ってこない。入ってもいやになってすぐに出てしまう。もちろん自立を支援するところ



ろなので早くにでていただくのはいいことなんですけれども、どうやってケアしていくかですね。心に傷を負った母親、その母親からもしかしたら暴力を受けていたかもしれない子供も入ってくるわけですから、その心の傷をいやしながら自立に向かって進んでいけるような温かい思いで接していただきたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁漏れですね。どうぞ。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） すみません。先ほどご質問いただきました19年度の入所世帯の区分けといたしますか、についてのお答えをまだしておりませんでした。内容は、8世帯入所していましたが、DVとあと児童虐待という世帯が8世帯ということでございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） これにて10番森 淑子さんの一般質問を終結いたします。

次に、6番佐々木 守君、直ちに質問席において質問してください。

[6番 佐々木 守君 登壇]

○6番（佐々木 守君） 6番佐々木 守です。

2点質問をいたします。

**第1項目、マックスバリュ柴田店の閉鎖に対する対応は。**

西船迫、北船岡のジャスコは7月末の新装オープン以来、町の支援もあり、活況を呈しておりますが、今度は8月末でマックスバリュ柴田店の閉店となるとのこと。その後にディスカウントショップがオープンするという話ですが、詳しい情報をお知らせください。

**大綱2、町有林の整備についての対応は。**

町有林の整備については国も力を入れておりますが、町長は「花のまち柴田」を提唱されており、そこでお伺いいたします。

29A区では6号公園を環境部で自主管理をして、住民の皆様が草刈り等整備を行っており、すぐそばの縄文古墳の整備もあわせて整備しております。その周りが杉林と雑木林になっており荒れ放題となっております。これが町有林です。町の中心地にあり、本来であれば整備された里山として町民に親しまれているところだと思いますが、いかがでしょうか。

29A区の環境部の要請もあり柴田町長みずからが視察されたとのことですが、その結果、どのようにされるお考えなのかお伺いいたします。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） 佐々木 守議員、大綱2点ございました。

第1点目、マックスバリュ関係でございます。

マックスバリュ柴田店は、9月4日午前9時からディスカウントストア「ザ・ビッグ柴田店」として新装オープンいたしました。イオンリテール株式会社の傘下で営業展開を図っていたマックスバリュ店がイオンリテール株式会社からマックスバリュ南東北株式会社として分社化され、マックスバリュ南東北株式会社が管轄する店舗「ザ・ビッグ柴田店」として業態を変更し、営業開始されたものでございます。営業内容は、実用衣類と生鮮食料品を中心に衣食住に関する商品全般を扱い、価格については、低廉な価格設定と食品スーパー以外の商品については、ディスカウント商品の陳列と節約志向を強める消費者をとらえていく営業方針であると聞いております。

懸念されました柴田東ショッピングセンターのマックスバリュ柴田店以外の運営については、従来どおりイオンリテール株式会社が運営を行いますので、テナントについての影響はございません。

今後、2011年までにイオン株式会社のグループ全体のブランドイメージ向上を図るため、ジャスコの店名を「イオン」に統一する情報も得ており、実施されれば「ジャスコ船岡店」の名称が「イオン船岡店」に変更されます。

2点目、町有林関係でございます。

ここで、町有林という考え方がごっちゃになっておりますのでちょっと私なりに説明をさせていただきます。議員おっしゃる西船迫6号公園周辺の町有林の森林は、大部分が杉の人工林と雑木林で面積が約2ヘクタールでございます。一般に私たち行政が使っている「町有林」と言う場合は、県から認定を受けている柴田町森林整備計画区域に入っている森林を言います。森林整備計画面積は民間の所有を含めまして1,853ヘクタールで、そのうち、いわゆる町有林は柴田町のもので、147ヘクタールでございます。ですから、この森林整備計画区域内にある森林については、森林施業計画を策定し、間伐・伐採・造林・保育等を進めています。森林整備計画区域内であれば国・県から間伐・伐採を行うための補助を受けることができます。

しかし、ご質問の公園周辺の森林は実はこの県の整備計画区域に入っておりませんので、これまで森林全体については手をつけていないのが現状でございました。その点、29A区の皆様が自主的に公園周辺を整備しているということにつきましては本当に心から感謝申し上げます。最近の子供たちは自然や郷土の文化財に触れる機会が少なくなっていますので、公園

周辺を里山として整備することは私も大賛成でございます。

実は、来年度から導入される「みやぎ環境税」のメニューの中に「里山整備・森づくり」がございます。このメニューは市町村提案枠5,000万円、5カ所ということでございますので、積極的にこれを活用して樹種転換を図るための伐採や、地元の方や子供たちと一緒に広葉樹や草花の植栽を行い、環境教育や自然体験・歴史学習の場として活用できるように取り組んでまいります。けさも環境政策課の課長に私から電話を入れまして、市町村の提案枠に挑戦しますのでよろしくという電話は入れておきました。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 佐々木君、再質問ございますか。どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 1番目なんですけど、8月29日、マックスバリュ柴田店が閉店し、新しくディスカウントストア「ザ・ビッグ柴田店」が9月4日に開店いたしましたけれども、開店に行ってみられた方がおられたらご感想をお聞きしたい。どなたでも結構でございます。

○議長（我妻弘国君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） お答えします。

実は、9月4日オープンしたんですけれども、私は夜の7時ごろ店にちょっと買い物かたがた行ってみました。非常に混雑しておりました。中の店舗の様子なんですけれども、従来の生鮮食料品入り口からについてはほぼ同じというふうな配列になっていました。あと中の全体ですけれども、実はお菓子類等々も陳列されておったんですけれども、私もちょっと初めて見たんですけれども、お菓子が入っている段ボール箱があるんですね。その中をくり抜いてそれが陳列されているというのもちょっと見えました。そういうふうな陳列の方法なり、あと中も動線なんかもずっと回りやすくなっていましたし、あとレジ打ちのコーナーですか、それも前よりも若干ふえたなというふうな感じで、中は動線的にはずっと買い物はしやすいような状況であるなというふうなことで、あとは価格が、当然オープンしたばかりでオープンセールというふうなこともあるんだとは思いますが、大体100円以下とか300円以下ぐらいの商札がついていたものが多く見受けられました。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 見られて、一応生鮮食料品を中心としたディスカウントストアという形になっているようなんですけれども、野菜、肉、魚、その辺のあれはどういうふうに感じられましたか。

○議長（我妻弘国君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） どのようにと言いますと、非常に価格だけになってしまうとい

うふうな恐れもあるんですけども、買い物する人たちが、動線そのものがちょっと広いんですね。ですから、2列、3列になってカートを引きあってもそこは通れるような、生鮮食料品なり野菜売り場なりそういったところについては若干スペースが前よりはちょっと幅が広がったのかなというふうなことで、そういうふうに感じておりました。あとは価格については、新聞等々のチラシの中にも入っているような当然価格表示されておったというふうに思いました。肉等々につきましても、おおむねチラシどおりのもので表示をされて販売されていたなというふうに思っていました。

○議長（我妻弘国君） 再質問の前に、一般質問に沿うような質問をなさっていただきたいと思います。再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 私も4日、5日と見させてもらったんですけども、かなり都会風だなというふうに感じておりました。

今議長の方から一般質問にふさわしいかどうかということなんですが、これからいろいろ質問するに当たって、ふさわしいかどうかはまた後で議長からご意見をお伺いしたいと思うんですけども、今質問している最中ですので、もう少し内容を見ていただいてご指示をいただければ非常にありがたいなと思います。

当初、私は倒産した同じ名前のザ・ビッグが入るのかなと思って、一瞬実は心配になったものですからこの質問をさせていただきました。5日の日にはゆる.ぷらを視察しながらまた様子を見に行っただけですね。視察をさせていただいたということなんですけれども、そのとき、ゆる.ぷらで偶然にイオングループの幹部の方にお会いしてそのいきさつを伺いました。

先ほど町長からもお話があったように、マックスバリュ南東北の子会社ザ・ビッグストアということで、イオングループで経営するので心配はないということなので安心をさせていただいたんですけども、先ほど町長からも答弁あったようにジャスコという名称はイオンに統一されたんですけども、まだマックスバリュ、その他結局子会社、孫会社の方まではまだ統一されるということはないようでございます。できればすべての会社がイオングループとして一つの名前で出ていけば一般庶民にとっては非常にわかりやすいことかなと思ったんです。

そこで、またイオンの幹部の方が、いや、実は佐々木さん、マックスバリュ開店以来の客の入りなんですよと、もしかするとこの2日間でマックスバリュの開店を上回るかもしれないと、そういう盛況なんですよと、こういう話をされました。オープン2日で状況を判断するのはちょっと早計かと思うので今後の実態を見ないといけないとは思うのですが、そ

こでまたちょっと心配になったんですね。あ、これだけ繁盛すれば、ゆる.ぷらをただで柴田町に貸していると、そういう必要がなくなるのかなというようなこともちょっと感じたものですから、新しく会社が変わったということで、経営者が変わるわけですので経営方針もまた変わるんじゃないかと思うんですね。その場合、今ゆる.ぷらに対して、町の方に対してザ・ビッグストアが何か言ってきているのかどうかちょっとお知らせいただきたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 現在のところ、ゆる.ぷらは来年の3月31日まで無償貸借ということで借りているんですけれども、来年以降のことについては実はイオンリテールというところで、ザ・ビッグではなくて、イオンリテールというところが管轄しますので、ことしの10月にその話をしましょうということで予定はついております。その場面で今後のことを検討していくと。ビッグとは関係ございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） イオンというか、親会社のマックスバリュとの話という形になりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） イオンリテール株式会社でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 今答弁あったように、1年間は契約しているわけですからそれを破棄するということは多分できないと。当然のことだと思うんですね。ただ、町の方としては、せっかくこの間も5日に視察したんですけども、非常に利用状況がいいというようなことなんです。そこで1年ぐらいで閉鎖したんでは当初の目的は何もなくなると。町長さんの思い描いていたようなことができなくなるというふうにも考えました。

そこで、今ゆる.ぷらの利用状況がどうなっているのかちょっと教えてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 現在の来館者数ということで申し上げますと、開所、2月21日に開設したんですけれども、そこから現在まで5,971の方がおいでいただいて、1日平均は43名の方がおいでいただいている状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 私も視察に行ったときに、月ごとにやっぱり利用してくださる方がふ

えていると、それから展示の内容とかが非常にいいと、それからお世話をしてくださる職員の方も非常に親切丁寧で、しっかり活用させていただいていますという意見も聞いておりますので、これからその目的が、町としてのゆる.ぶらの目的が果たされるんじゃないかなと思うんですね。ただ、1年ぐらいでそういうものが完成するとはちょっと考えにくいので、できれば最低でも、民間企業ですからそこまで要望できるかどうかはわかりませんが、利益を目的とするならば1年で契約終了の方が、今の状況であれば考えるのは当然だと思うんですけども、長期的に交渉していくという考えはおありですか。ゆる.ぶらの契約。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 来年4月にまちづくり推進センターを計画しております。ゆる.ぶらと一緒にやっていきたいということで、長期には考えております。ただ、イオンリテールさんの方の考えもありますでしょうから、ただしリテールさんの方から話があったのは、地域貢献をしたいと。それで公共施設を利用した企業とそれから行政のコラボといいますか、協働を考えているということで趣旨が来ていますので、その辺をお互いに大切にさせていただいて、できれば無償で今後もそういう一つの実験事業といいながらもやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） できれば、せっかく開設したんですから長期的に運営ができるように交渉をしていただきたいなと思います。

それからもう1点、マックスバリュに対して町が土地とかそういう資産を貸しているということはあるですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） マックスバリュそのものにはないかと思います。大抵がその土地、不動産についてはイオンリテール株式会社という親元がやっぱり不動産の管轄を行いますので、ご承知のように船迫のいわゆるジャスコさんには駐車場敷地を貸しておりますが、向こうではないというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） サンコアの件があったものですから、ちょっとさっきもお話したように、ザ・ビッグというのが倒産した会社だったらこれ大変だなとちょっと思ったものから質問をさせていただきました。ないということなので、また、イオングループなので全く心配はないと思うんですね。

それから、もう一つ私が心配したのは、先ほど申し上げたように、ディスカウントストアなので、野菜やそれから魚、肉といった生鮮食料品が日常生活にどのように影響を及ぼすのかなというふうに心配したんですね。特に今野菜とか魚が値上がりしているものですから、そういう中で今回オープンしたビッグさんの方はやはり値段も非常に安いしお買い得なのかなと思いましたし、それで品揃えも非常に大変豊富なので、私の心配が杞憂に終わったんじゃないかなと思っております。

しかし、まちづくり形成の中で町長がまちづくりの基本としているコンパクトシティの中に、北船岡、船迫地区にはジャスコ、それから新栄地区にはヨークベニマル、それから大原、三名生地区にはディスカウントストア柴田店、槻木にはイトーチェーンと、生活拠点にショッピングセンターがあるということで住民にとっては非常に幸せなことなのかなと思っています。特に高齢者にとっては、やはり車が使えないとかそばに店がないとかということになりますとやっぱり大変なんですね。生活そのものが脅かされるということにもなりかねないので、そういうことを考えますと、やはり一つのそういったショッピングセンターがなくなるということは住民に対して大きな影響を与えるということになるわけなので、町としてもやはり相手は株式会社なのでそう多く要請することは難しいのかもわかりませんが、やっぱりお客さん、買ってもらうのはそこに住んでいる人たちなので、店の方としてもやはりいろいろアンケートをとったり何なりして希望に沿った形で運営をしていこうというふうに考えていることは間違いのないと思うんですね。ですから、そういうところで考えたときに一番困るのは、もうからなくなると大手企業というのはすぐ撤退してしまいますので、撤退した場合にそこで生活する人たちが野菜とか魚とか肉とか買えなくなるというようなことではちょっと困る。日常生活が困るということでは困るので、町としてもやっぱり常にそういった企業さんと情報交換をして後手に回らないようにしないといけないと思うんですけども、その辺、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これからはなかなか新しい店舗ということも進出は望まれませんし、また、今商店が過剰だということを言われておりますので、いつ撤退するかわからないというような状況にありますので、やはり幹部の方々と町長はしっかりと信頼関係を結んで、商業施設が単に利益を追求する場ではないと、地域に貢献するということを十分認識していただかなければいけないし、町もそういう施設がないと困るんだというお互いの気持ちをあわせ合って信頼関係を築いていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。そう

いった意味で、サンコアの件がございましたけれども、あのときもきちっとイオンリテールの方々と陰で町長が連絡を取り合って、廃墟となることもなくスムーズに引き継がれて大変よかったなというふうに思っております。もちろん駐車場利用権の件はありましたけれども、やっぱり全体を考える必要があるというふうに思っております、そのときには幹部の方と情報交換、お互いに町をよくするためにあるんだということをこれからも機会あるごとに確認をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） ゆる.ぶらの件についても、やはり店側にとってもやっぱりそれがあることによって地域住民とのつながりができるんだということを一つPRしていただいて、長期的に運営できるようにお願いしておきたいなと思います。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

町長が視察されたときにいろいろ町民から要望が出されたんですけれども、先ほど答弁があったように、整備をするという計画でやっていくということなんですけれども、住民から言わせると、やっぱりいつごろ着工されて、何年ぐらいで整備が終わる予定なのかを聞きたいということなんです、町長の、まだ話が出たばかりでしょうから計画とかそういうようなところまではいっていないと思うんですけれども、思いでも結構でございます、お聞かせいただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほどもご回答申し上げましたけれども、団地の中に2ヘクタールのまとまった里山があるということは大変大事だというふうに思っております。それを地元の方々が本当にみんなで、あんなにも多くの方が出てきて町長と一緒に視察をするとは思ってもみませんでしたので、本当に感謝申し上げたいというふうに思っております。

それで言葉は悪いんですが、私はついているというか、実は、やろうと思ったらみやぎ環境税の中に里山の整備という項目が出てきたんですね。みやぎ環境税。その環境税は5,000万円なんです。それで5カ所ということなので、1件当たり1,000万円の規模になると。それも2年間だということなんです。ただし、これは、みやぎ環境税の市町村への割り当て500万円あるんですが、あれは100%県の金なんです、こちらはどうも2分の1になりそうということなんです。そういった意味でどのぐらいの事業規模になるかわかりませんが、私としては、杉林を伐採して落葉広葉樹ですね、ツタやカエデとかそういうのに樹種転換をしたいと思います。それから環境税なので、縄文の施設がありますので、縄文時代にどういうものを



食べて生活をしてエネルギーを使っていたのかと、そういう環境学習の大変モデル地区になるのではないかなというふうに考えております。あとは杉を切った間伐でそれでウッドデッキなんか、遊歩道ですね、そういうのもつくれるし、公園ですのである程度明るくしなければなりません。そのときにLED、これも対象になっているんですね。LEDの照明ですね。防犯灯。こういうものを組み合わせぜひ1,000枠に挑戦したいというふうに思っております。

それも2年間ということなんですね。ただし、補助率が100%であれば1,000万円要求できるんですが、やっぱり我々の金を持ち出すとなると事業規模がございまして、これにつきましては単年度でやるか2年でやるかは県の動向次第なんですが、私としては最低限来年度から着手できるようにしたいと。それで補助率がよければ1年で終わらせたいと。みやぎ環境税は2年間なので、もし2年間であれば、平間奈緒美議員からもご指摘があった新栄4号公園、こちらの方に、子供たちが食べられるような木の実ですね、そういうことで環境学習になるような公園ですね、そちらの方も提案をしていきたいなというふうに思っております。

これについては我々の政策力にかかっているものですから、なるべく県のみやぎ環境税の特別枠に採択されるように努力して来年度から着手をしたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 町長は太陽の村とかいろいろな形で整備をしていくということで計画されていて、着実に実行されていると思うんですね。上野山の林道も今工事に入ったようですので、そうするとあそこを、やはり6号公園の町有林が全部里山できれいに整備されるとなると、やっぱり館山、それから太陽の村、それから今質問している6号公園の周りということになると、あの地区の人たちにとってはいいハイキングコースになるのかなとこのようにも思っているんですね。したがって、健康なまちづくりという観点からもいろいろ寄与することになると思いますので、ぜひ実現のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それから、町長が視察されたときにこういう話もされたということを聞いているんですけども、あそこの29Aの区の環境部の人たちなんですけれども、町有林と横穴古墳群の整備にあわせてやっぱり区民は町有林の方も何とか整備していきたいなというふうに考えているようで、あそこを複合しまして、あそこの住民は森合公園と呼んでいるんですね。その名称がいかどうかわかりませんが、地元の人たちはそういうことで森合公園ということで自分たちで何とか整備していこうということで頑張っているわけなんですけれども、その場合に、やはり自主的にやっているものですから町からの補助とかそういうのはないんですけども、ただ、今現在、これは都市建設課なのかどうかわかりませんが、一応草刈り

機の刃とそれから草刈り機の燃料、これは何か工面していただいているみたいなんです。ですから、その場合、整備されるまでの間、今のような形が継続されて支援いただけるのか。また、整備後のその公園の管理はどういうふうになるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 森合古墳群ですか、そのわきに西船迫6号公園あります。これについては、公園愛護協力会というのがありまして、そこで草刈り、それから枝払いですか、主に公園を中心に、当然古墳群の方もということになって、形態的には隣ですので一緒にやっているかと思えますけれども、これについては毎年毎年補助金という形で、この場所については、そこばかりではないかと思うんですけれども、トータルで3万4,300円ほど支出しております。それについては、会長さんがいろいろな公園ということで割り振って燃料等を出しているんでないかと思えます。これにつきましては、当然これからそういう緑、あるいは公園の役割というのはかなり大切なものがありますから、これまでどおり支援といいますか、自主的管理といいますか、そういう形で今後ともまず進んでいきたいと思えます。

それから、今後完成したらということになりますけれども、ちょっと町長は23年度、環境税で単年度でという思いがありますので、その状況を見て、公園が完成した状況によって当然法手続といいますか、公園の位置づけをやらなければいけないという手続があります。それについては当然都市計画の決定の変更とか町の都市計画審議会等々の手続がありますので、完成状況を見ながら、一体の方がかえって将来、地区といいますか周りの皆さんのためにもなるんだろうと、そういうことであれば法手続もきちんとやっていかざるを得ないといえますか、やっていきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） みやぎ環境税なんです、単に草刈りだけでは採択にならないんですね。やっぱり計画段階から住民の方に参加していただいて公園づくりをやる。それから、やっぱり子供たちは木を切ったことがないんですね。ですから、杉の木は森林組合等にお願ひしますけれども、小さな雑木がありますので、ああいうものを子供たちと一緒に木を切るとか、そして実践活動をする。その後はやっぱり地元の方々に指定管理をお願いしてその森合公園を守ってもらう。ただ、そこだけでもだめなんです。それを守りながらも交流ですね、そこで交流。収穫祭を開いたり、それから雑木、雑木林の勉強会を開いたり、そこまでいくと恐らくきょうの環境政策課長の口ぶりから言うと、そこまでやるのであれば、優先

的にとは言いませんでしたけれども、脈はあるのかなというふうで、ですから、一步も二歩もほかの自治体よりも住民と一緒にこれからの公共施設というのは管理しながら、そして交流しながら整備をしていくと、自然を守っていくと、そういうことが大事ではないかなというふうに思っております。

もし皆さんがよろしければ、私の方である程度資金を出して、指定管理制度プラス交流までもお願いできればなど、それが採択条件につながるのではないかなと思っておりますので、議員からも地域の方に、草刈りで終わることなくそういうところまで活動したいんだと町長言っていたとぜひお伝えいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） はい、伝えておきます。

それでもう一つ、これからも区民全部で森合公園を整備管理していきたいと。整備されるまでは自主的にやっていくということで皆さん張り切っているのですが、私もそれに対して支援をしていきたいなと思っているんですが、また、視察されたときにもう一つお話があったようなんですね。それは、里山を整備する、あるいは6号公園を整備するというので、総合的な公園になると面積も広がるのでいろいろな機材の保管場所とかいろいろな形も必要になってくる。トイレも必要になってくるという話が多分出たと思うんですね。それで29Aの区民の方々は、防災という観点からも今の集会所では狭いと。それで今の集会所を新しくできた公園の敷地内に移して、そこで総合的に公園も管理する、それから住民との交流もその場で図れるということをお願いしたいんだと。あるいは、話では何か町長さんをお願いしたい話も聞いていますが、その点、町長、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 集会所の件についてははっきり聞いたことはないんですけども、ご存じのように集会所については、これからやる27の集会所を最終として補助金化したいというふうに思っています。それについては要綱なりを議会の方にも報告することになると思いますが、もしも行政区の方でそちらの方に今ある集会所を移築したいんだということになれば、今の流れといいますか申し合わせでいけば、実施主体は行政区、町からは一定の補助金、その形で行政区が主体となってあそこに集会所を移築したいというのであれば町はその相談には乗りたいと思っています。ただ、町として再整備計画、移築計画は現在のところございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） これは私どもの29A、私は西船迫1丁目に住んでいるものですから区長さんからお話しいただいたんですけれども、町長さんが視察に来られたその後に実は集会所の移転の件については29Aの事情を総務課長さんにお話をさせていただいたという、私のところにそういう報告が実はあったんですけれども、この話し合いされたときの総務課長としての感想でもいいし、意見でもいいですから、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 確かに区長さんが来られまして、今の公園の話の後に、今こういう動きが地区であるんだと、公園の方ですね。その後に集会所の話をされました。集会所についても何か一部、一部と言ったのかな、地域で、あそこ手狭なので、駐車場もないので広いところというような動きがあるので総務課長の方にお話ししておきますということでお話がありました。ただ、それについては回答どうのこのじゃなくて、一応話は承っておきますと。私もそのとき初めて聞いた、集会所の話はですね、初めて聞いた話でございましたので、それは区長さんからそういった地域での要望とかがありますよということは、お話はお伺いしたということで、特に区長さんからそれに対する回答とかどうのこのという話はございませんでした。

そのとき言った言わないの話になるんですけれども、私は言ったような記憶はあるんですが、今財政課長が申し上げたような内容で、区長さんの方には現時点ではそういうような状況ですよということはお話し申し上げたという記憶がございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 以上で質問は終わりますけれども、住民から言わせると、町長さんが言ったとなるとすぐにでもできる錯覚をするんですね。ですから、できればいろいろな進捗状況、その他の情報を私にもお知らせいただくと非常にありがたいなと思います。また、区長さんを通じて住民の方にも情報を提供していただければ非常にありがたいなと、このように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） いつの間にか29Aの集会所があそこの公園に移設することを町長が了解したような話になっておりましたけれども、29Aはまだ新しいので、ほかにもまだ建てなければならない集会所がありますので、OKという判断にはならなかった、ちょっと難しいということをつもりなんですけれども、ただ、29Aがどなたかが一括して買って、その

資金をもってというような冗談話で言った記憶があるんですが、今新しいものですからなかなかあの29Aをそのままにしてもう1個というのは難しいのかなという話をしたつもりでございます。

ただ、将来の一つの考え方として、もし2ヘクタールの里山公園が整備されまして、地域の方々が管理する、プラス里山とか雑木林の環境学習にやっていくということであれば、そこに里山管理センターというようなのは私の頭では構想できるのかなというふうに思います。そのときにトイレという話もできるのかなと思います。ただし、トイレも議論になりましたけれども、必要だという女性軍と、いや、管理するのはだれだというようなことでいろいろ視察に行ったときにも議論になったのではないかなというふうに思っております。

とりあえず今回は二次林の隅を切ってあの6号公園をきれいにして、みんなに親しまれる自然公園に早くするという、それから、そこを使って地域のコミュニティ、環境への関心を高めていくと。そちらの方にちょっと勢力を注がせていただきたいなというふうに思っております。本当に新しくなければ移設ということはあるんですが、あそこを移設するとなると、ほかの待っている方もいらっしゃってちょっと難しい問題がございますので、その辺ちょっと反論をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですね。

○6番（佐々木 守君） 以上で終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて6番佐々木 守君の一般質問を終結いたします。

次に、2番佐々木裕子さん、直ちに質問席において質問してください。

[2番 佐々木裕子君 登壇]

○2番（佐々木裕子君） 2番佐々木裕子。

大綱1問、**高齢者確認等**について。

ことし7月末より全国各地で高齢者不明という不意の出来事に見舞われた。発端となったのは、東京都足立区で111歳だったはずの男性が約30年前に死亡したと見られる遺体で見つかったことによるもので、杉並区においても都内最高齢となる113歳の女性の行方が確認できないことがわかったことから、100歳以上の高齢者の所在不明が全国で次々と明らかになっております。大阪府では、18人中5人が家も電話もなく完全に所在の手がかりがつかめていない。東京都にしろ大阪府にしろ、何十年も放置などあり得ないことで、行政への不信感を持たざるを得ない。

宮城県では、8月4日、介護保険制度の利用記録の確認や自治体職員の訪問を基本に、100

歳以上の高齢者の所在を把握するよう県内35市町村に通知しております。県内の100歳以上の高齢者は3月末時点で675人、県長寿社会政策課は、お年寄りの見守りは民生委員が担うことが多いが最終的には行政が責任を持って対応することが必要と述べております。自治体の中には早々に確認を終えた市や町があり、本町も全員確認できたことを聞いて、安心しているところでございます。

一方、仙台市は今回新たな確認作業は実施していない。同市は3年に1度、65歳以上を対象に在宅高齢者世帯の全数調査を実施しており、民生委員が自宅を訪れ家族構成などを把握している。調査ということでは、数年前まで我が町は警察官が家庭を訪問し家族構成を聞いて回ったと記憶しております。

今後、高齢社会がさらに進むことになるが、日々暮らしの中でさえきずなが薄れ、親子関係や親戚づきあいも変わり、隣近所においてはあいさつを交わす程度となっているのが実情です。社会生活崩壊の中、地域や行政のかかわりが大変重要視されると考えますが、現在は個人情報保護法が問われ立ち入ることへの難しさに拍車をかけているように思えます。

本町はこれから先どのような政策のもと進めていくお考えでしょうか。それでは、伺います。

1) 柴田町で確認できた100歳以上の人数及びその確認方法はどのように行われたのかをご説明ください。

2) 本町は今後高齢者や要援護者の方々など確認する上でどのような政策のもと取り組んでいくお考えでしょうか。

以上2問、答弁願います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員の高齢者の確認等についてお答えいたします。2問ございました。

1 問目、都内最高齢の113歳女性の所在がわからなくなっているニュースを聞き、早急に本町での100歳以上の方の介護保険利用状況の情報を使って安否確認を行いました。その結果、住民登録者の中で100歳以上の方は7名おり、うち6名が介護保険を利用しておりました。そこで利用施設等へ利用状況を聞きながら安否確認をさせていただきました。また、自宅で生活している1名の方については、自宅に電話して近況を家族の方に聞いたり、直接自宅を訪問して本人とお話をさせていただきました。

2点目、高齢者や要援護者の方々を確認する上でどのように取り組むかということでございます。

7月末現在、65歳以上の高齢者8,463名、要援護者候補者1,277名となっており、全町民の約40%に相当するこれらの方々全員を行政だけで確認することは困難な状況でございます。日ごろは各地域における行事への参加の有無や回覧板、そして民生委員・児童委員やケアマネジャー、ヘルパー等介護従事者により見守られているのが実情でございます。

ご質問の高齢者の把握においては、毎年2月に民生委員・児童委員が「宮城県高齢者人口調査」の全数調査を、9月には町の職員が「老人の日記念事業実施に伴う百歳高齢者等関係調査」の実態調査を実施しておりますので、本町の高齢者は全員確認されているものと思います。

高齢化率の上昇とともに、地域内の高齢者や要援護者等の見守り支援も重要になってきますが、地域内だけで解決できる問題ではないと考えます。

そこで、現在の各地区の取り組みのほかに、民生委員・児童委員と健康推進員との連携や団塊の世代を対象とした社会参加型のボランティアの育成を通して、見守りを要する高齢者世帯や要援護者世帯の訪問を確実に実施できる体制づくりが必要と考えております。

また、ひとり暮らし高齢者や要援護者が急病や災害に遭ったときの備えに、適切な対応がスムーズにできるよう「救急安心カード」の配布を、民生委員・児童委員とも現在検討しているところでございます。

日ごろからの交流を通して地区活動を活発にすることにより、顔の見える地域づくりと高齢者の専門機関である地域包括支援センターや町社会福祉協議会と連携した支援体制づくり等、きめ細かな見守りができるように検討しております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ただいまより休憩いたします。

再開は1時からとなります。

午前 11時36分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番佐々木裕子さんの質問を続けます。佐々木さん、再質問ございますか。

- 2番（佐々木裕子君） それでは伺います。先ほど100歳以上についてはわかりました。それでは、100歳以下の高齢者となる方も確認できているということでしたが、全員確認できているということでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。
- 福祉課長（平間忠一君） お答え申し上げます。そのとおり65歳以上の高齢者ということで、児童委員、福祉委員というような、民生委員さんですね、等の全数確認を毎年行っておりますので、ほぼ間違いなく確認はされているというふうに思っております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 2番（佐々木裕子君） それでは高齢者の方で、住民票はこちらにあるが居住していない方のその辺は、把握は町の方ではどのようになっていますか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（吾妻良信君） 住民票に記載されていますがいないかわからないということが事実が判明すれば、こちらの方から現場確認という形で出向いて、確認して、いなければ職権消除という形になります。それも随時やっているのと、あと年に1回とか定期的に行っている、あと必要に応じて随時やっているという形になります。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 2番（佐々木裕子君） それではけさの新聞に、朝日新聞の東北欄に「戸籍上残っていた人、柴田町で60人」ということが書かれておりましたけれども、その中身はどのようなものか、おわかりになりましたらご説明願います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（吾妻良信君） 柴田町に本籍があって所在が不明、戸籍の欄の付票に住所が確認するものが記載されていない方ということで、合計で60名ですね、100歳以上、おります。最高年齢が満で134歳という形になっています。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 2番（佐々木裕子君） その中で高齢者の確認、今、個人情報が守られるということで入れないこともあると聞きましたが、その辺で見落としはないのでしょうか、確認する上で。お伺いいたします。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。
- 福祉課長（平間忠一君） お答えします。まず民生委員等においては、個人情報の取り扱い、該当というんですか、適例の法に照らし合わせまして使える職種なものですから、その方た



ちについては個人情報保護法も守っていただくというような取り扱いをしています。あと地域包括、高齢についても、委託契約のときにおいて個人情報の取り扱い、役所に準ずるような契約をしております。そういうような形でまず個人情報については適正に運用されているというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、先ほど町長の答弁の中で災害救急安全カードですか、こういうことが出てまいりましたけれども、この安心カードですが、大河原町とか村田町ではもう始まっておりますけれども、柴田町はいつごろから予定しておりますか。その辺伺いたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答えします。今回9月の補正において予算を計上させていただいております。それで今回、民生・児童委員の改選期に当たります。その後に民生・児童委員の皆さんが全戸を、該当するところを把握しながら配って歩くというようなスケジュール的なところまでは詰まっております、年度内にある程度配布できるというような方向で今準備をしているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 大体戸数といたしますか、枚数といたしますか、それはどれくらいになる予定になっておりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 今のところ約2,000戸程度を対象としています。ひとり住まい、日中一人、あと要援護者。ただ、これについては個人情報なものですから、あくまでも手上げ方式というんですか、本人の同意がないとやはりこれも法に触れるものですからその辺も慎重に踏まえたいと。とりあえず第一弾として、22年度の実施として2,000人を対象に準備はしたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 22年度では2,000人ということですが、高齢者の方々、それは随時配布していくような予定でいるのでしょうか。伺いたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 高齢者の方はいろいろな身体的、家庭的、毎年変わります。そのような条件が加味される場合が想定されますので、逐次毎年継続するような形にしていきたい

と考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは災害ということで、ちょっと言葉的には違うと思うんですけども、災害が起こった場合の高齢者や要援護者などの避難所、そういうものはどういうふうな確保をしていらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） それでは、要援護者というような立場で今福祉課で取り組んでいる事例をお話し申し上げたいと思います。

今福祉課で町内11施設において、介護事業所とかいろいろな会社等に協力依頼をかけまして、実際職員が現地に行きまして説明をしながら協力が得られるかどうかというようなところの今調査が入っております。それ以外に、実は柴田町においては船岡支援学校があります。あそこの施設を要援護者中心の施設として、避難所として使えないかというようなことで、先日支援学校の校長先生にお話をしました。実際あそこは寄宿舍と学校が併設しているものですから、その辺で活用が困難かなというように思ったんですが、実は寄宿舍全員が、今通学している子供たち全員が寄宿舍に避難しても校舎1階から3階まですべて避難所というような形の提供はできるというようなお答えはいただいていたところ。ところが、実際的に県立の施設なものですから、県の教育委員会の方に正式に町の考え方をお伝えしなくては行けないということと、あと、支援学校の施設においては教職員はいるんですが、一切教職員は子供たち、寄宿舍に入っている子供たちを優先にさせてほしいということでした。実際的にはその支援学校自体に避難されている人たちの支援までは教員はできないと、町の方での手配をお願いしたいというような依頼がありました。その辺も今現在どのような体制で進められるかというようなことを詰めております。

そしてもう一つ、実は隣に仙台大学があります。健康福祉学科があります。ボランティアというようなことで、施設、支援学校自体が開設した場合、援護者の施設として開設した場合、町職員がその中枢を担うわけなんです。やはり手足となる人たちについては学生の支援がいただけないものかというようなところで今お話を申し上げているということで、まだ現実的には決定というところにはいかないんですが、そういうようなところで援護者についての支援体制を詰めているというような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） わかりました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、この中で緊急ベル。緊急ベル装置を設置なさっている件数というのはどのくらいあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 今現在34世帯でひとり暮らしのために電話をつけております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） これまでに何回ほど使われたことがございますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 21年度で3件ほど、实际的に病院への搬送、あと隣近所への通報ということで3件ほど。やはり身体的な病気がほとんどの活用です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） その場合、緊急でそういうベルで連絡を受けた場合には、まず一番最初に町の方からどなたの方に連絡なさるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 直接の担当を任命しております。それで実際的には、実はこの緊急通報については身近なところに協力員という方たちがおりますので、その方にまず第一報をやるというようなところですが、实际的に職員も現場には行きますけれども、一義的には協力員が一番最初に駆けつけてもらうというふうになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） ただいま協力員ということでございましたけれども、こちらの方は一般町民という方になるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 利用される方の近くにいる方ということなものですから、町民の方、そして隣近所の家族の方、あと民生委員の方たちというようなところで任命をお願いしています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、たびたび民生委員という言葉が出てまいりました。民生委員の活動につきましては、今回質問させていただくに当たり民生委員の方々からお話を伺わせていただきましたのでちょっと何点か聞いていただきたいと思います。民生委員をやっております、今回の所在不明と聞いたときには、考えられないことだ、そして民生委員は何しているんだと言われた。でも、30年も放置していたのは、民生委員、区長というよりも行

政の怠慢ではないの、ということも言われておりました。それから確認や見回りで何度行っても会ってくれないし、話してもくれない。挙げ句の果てには他人には関係ない。また、不登校や虐待などで子供たちに関しての問題もかなりふえているようで、それからどこまで手を差しのべたらいいのか、声をかけたらいいのか、その辺がすごく難しいということ話を話していらっしやいました。まだまだございますが、民生委員の活動には、地域住民の確認や見守り、また援助や福祉増進、さまざまございます。その民生委員の方が活動する中でいろいろな問題を抱えることもあると思うんですが、困難な問題に直面した場合には行政はどのように対応されておりますか。お答え願います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答えしたいと思います。今現在、民生委員の皆さんの役割の中で、やはり相談業務とかその支援先をどうしていいのかというような疑問とか、そういうような問題に対応するために、まず民生委員の会議があったとき、定例会等あったときは必ず地域包括支援センターにつないでいただくような形で、会議にもその職員を配置していろいろな困難事例とかそういうようなものについての情報収集をしているというようなところで

今、地域福祉センターの中に地域包括支援センターがことしから配置されました。民生委員の皆さんの定例会はその地域福祉センターで定期的に会議が行われるものですから、その辺の場所できちんと情報交換はされているというように聞いておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それから、民生委員の活動においては民生委員お一人お一人の意識や姿勢、また地域によっても異なると思うんですけども、かかわる度合いが深さも幅もかなり違ってくるとは思いますが、町として最低の決まり事というんですか、ここまではしてください、ここまではお願いしますというような仕組みやルール、また規則等などはございますか。お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 民生委員の皆さんの役割、仕事の範囲なんですけど、実は民生委員法で決められております。その範囲の中で七つの業務があるわけなんですけど、相談とか、あと地域福祉の支援、方法、連絡とかいろいろな形で七つ決められていますので、その範囲の中でやっていただいているというふうに認識しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） その活動においては、町の方にこういうことをしておりますとか、例えばですけれども1カ月に1回報告をするとか、そういうことは行っているのでしょうか。その辺お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答え申し上げます。1カ月にということじゃないんですが、実は民生・児童委員の事務局が社会福祉協議会に今移っているものですから、そちらの方で毎回毎回、やはりどういう内容でどういう相談があったというようなのはすべて統計的にとらせていただいています。今回決算議会の中で民生委員の皆さんの活動状況を実績報告として載せさせていただいております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

○2番（佐々木裕子君） 町の方ではそういうものも全部把握なされているわけですね。

では、もう一つ。今回一斉改選となるわけですから、新しい方も入ってくると思うんですね、民生委員の方が。そういう場合にある程度、今ちょっと民生委員さんのお話を聞くとかなり活動の幅が違いますので、その辺のルールなり決まりなりというものをこれからつくっていくということはお考えになっておりますか。伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答えします。民生委員イコール町の条例で福祉委員というようなことで委嘱申し上げます。そのとき、町で委嘱するものですからその辺は毎回その都度お話を申し上げまして、守備範囲とやはり触れてはいけない事例、事項等についても詳しく説明をしていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、活動を行ったことに対してはどうなんでしょうか。報告あるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答えします。活動については月例的に社会福祉協議会の事務局に報告はされております。ただ、やはり困難事例としてやはり町がかかわらなければならない生活保護とかそういうような事例がある場合は、直接町の方に来て相談をされていっています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、今町の方でもいろいろバックアップ体制とかも整っている

ようではございますけれども、今後やっぱり高齢社会となります上でも民生委員さんの活動というものが大変重要になると思います。そこで、やっぱり今後とも町のバックアップ体制をもっともっと強くしていただければなと思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（我妻弘国君） これにて2番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

次に、7番広沢 真君、直ちに質問席において質問してください。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。大綱1問、お伺いします。

**町民の命と健康にかかわる医療と国民健康保険、後期高齢者医療制度について。**

昨年の民主党政権誕生以来、公約に掲げてあった後期高齢者医療の廃止など医療の問題で、期待されていた医療制度の改善の問題は1年を経過して何の改善もないどころか現状は悪化の一途をたどっています。高過ぎる国保税、非情な滞納制裁、ふえ続ける無保険者、後期高齢者にも資格証明書を発行しようとする動きが広がり、危機的状況が広がっています。

危機の中でも最も顕著なのが国保税の異常な高騰であります。全国平均で所得200万円台で30万円、40万円の年額の負担を強いられるなど、支払い能力をはるかに超える国保税に悲鳴が上がっています。滞納世帯は加入者の2割に上り、多くの市町村国保が国保税高騰、滞納者増、財政悪化、国保税高騰という悪循環から抜け出せなくなっています。

大もとについては、私も以前から指摘しているとおり国が負担分の予算を削減し続けていることではありますが、政府はその改善を抜きにして、現在、後期高齢者医療制度の見直しとそれに連動して医療保険の都道府県単位化を進めようとしています。これらの動きをどう見ているか町としての考えを伺います。

1) 今年度国保税の引き上げはしないで済んできましたが、今後の見通しはどのようなか。

2) 滞納者の現状、短期被保険証の発行の現状は。

3) 国保の広域化について県の動きは今どうなっているか。

4) 後期高齢者医療について保険料滞納の現状は。

5) 先日、後期高齢者医療広域連合の奥山連合長が後期高齢者にも資格証明書を発行するという発言をしていたが、町としてはどうとらえているか。

以上お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢 真議員、大綱1点です。国民健康保険関係でございます。

1点目、平成21年度の決算では、歳出で保険給付費が前年度比プラス5.4%、後期高齢者支援金がプラス8.5%の伸びということで、当初大変心配いたしました。しかし、歳入において国保税では前年並みを確保し、また国・県からの支出金は保険給付費の増加に伴い申請どおり増額収入となりましたので、収支で約3億円の剰余金を繰り越すことができましたので、今年度はかろうじて国保税のアップは回避できました。

本年度の財政状況についてですが、本年度診療報酬の増額改定もあり支出の増加が心配されたところですが、現段階においては安定しております。ただ、年度前半の4カ月の支払いが終了した時点での状況であることや、今後、医療給付費の伸びやインフルエンザ等の感染症の流行、また景気低迷等による国保税の収納率の低下が心配されるなど不透明な部分もあり、来年度の保険税値上げが懸念されるところでございます。

議員ご案内のとおり市町村国保の運営は困難を極め、平成20年度における赤字保険者は、1,788保険者中812保険者と45%を占めており、もはや市町村国保運営は限界にきていると言わざるを得ません。そのためには、市町村国保が安定するためには国庫負担増などの抜本的改革が必要と考えておりますので、今後さらに強い社会保障制度とするよう国・県等に働きかけてまいります。

2点目、まず国保税の滞納者につきましては、被保険者数ではなく世帯で管理しておりますので、世帯数でご説明いたします。平成21年度現年度分の決算時における国保加入世帯は5,472世帯で、そのうち滞納世帯数は1,045世帯、加入世帯の19.1%になります。滞納世帯数は横ばい傾向にありますが、滞納金額は、経済・社会情勢の悪化等の影響を受け、若干ずつではありますが増加傾向にあります。

次に、短期保険証の発行状況についてであります。昨年7月の保険証更新時において発行世帯数は354世帯であります。

3点目、国保の広域化の関係です。国民健康保険法が改正され、県は国民健康保険事業の運営の広域化または国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針、これを広域化等支援方針と呼んでおりますが、を定めることができるようになりました。

低所得者層の増加や保険税収納率の低下等により、小規模の市町村国保では保険財政は不安定であり、一人当たり保険税なども市町村ごとに大きく異なり不公平感があることや、保険

税の収納率の向上等による市町村国保の保険財政の安定化や保険税の平準化が求められているところがございます。

このようなことから県では、広域化等支援方針を策定するに当たり、意見交換等を行うため、8月26日に1回目の「市町村国保広域化等連携会議」を開催したところがございます。当面は22年12月末までに、広域化等支援方針に「保険者規模別の保険税収納率目標」等を定めることで、国の普通調整交付金の減額措置が適用除外となることから、市町村国保の保険財政安定化のために支援方針の中に盛り込み、早急に取り組んでいくということでありませ

す。

4点目、滞納状況です。まず、被保険者数は平成22年3月末現在で4,097人となっております。平成21年度決算時において収納率は99.69%であります。収入未済額は66万8,200円であり、滞納者実人数は22人となります。決算後納入があり、8月25日現在、滞納者実人数は17人、収入未済額は46万8,600円と少なくなっております。

5点目、後期高齢者医療広域連合長の資格証発行の発言関係ですが、資格証は、滞納者との納付相談等の接触の機会を確保するため法令により規定されたものでございます。昨年5月、広域連合に対して国より資格証の運用に係る留意点の通知がありました。この通知は、資格証の運用を単に期間の経過により機械的に行わないよう、高齢者の必要な医療を受ける機会が損なわれないよう、具体的な生活状況の把握を十分に行った上で適切に判断するよう求める内容でございました。また、国は昨年10月、現内閣において原則として資格証は交付しないこととし、その上で、十分な収入等があるにもかかわらず保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証を交付しても医療を受ける機会が損なわれないと認めるときに限って交付するという厳格な運用の徹底となっております。

広域連合に確認したところ、連合長は資格証を発行するという発言をしていないということでした。また、広域連合としては現時点において資格証は発行していないし、取りかかる考えもないという回答でありましたことを申し上げます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 最初に出した質問からすると順不同になるんですが、まず最初に、国保の現状についてももう少し詳しく伺いたいというふうに思います。一昨年から私も取り上げましたが、国保の加入者の増減についてはいかがになっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 国保の現状でいいんですか。それとも税の方ですか。国保の税の方ですか。



- 7番（広沢 真君） 国保の加入者の増減についてということです。
- 議長（我妻弘国君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（大宮正博君） 国保の加入者の関係でございますが、世帯数、本年度で5,472世帯です。前年度が5,430で、若干世帯数では伸びてございます。被保険者数で言いますと、総数で9,922、前年度で9,907ということで、ほぼ世帯数総数、ほぼ変わっていないというのが現状でございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 7番（広沢 真君） そうすると、リストラや派遣切りなどによってこれまで企業の被用者保険に入っていた方が大量に流入してくるという現象は、今のところというか起こっていないという認識でよろしいのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（大宮正博君） 被保険者の増減の関係でございますが、20年度社保から国保の方に加入してきたというのが1,427名、21年度については1,295名ということで、大分少なくなっている現状でございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 7番（広沢 真君） そうすると、今の全世帯に占める国保加入世帯の割合というのはどれぐらいになりますでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（大宮正博君） 全世帯に占める割合につきましては38%でございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 7番（広沢 真君） 社会保険など被用者保険から流入してくる新加入者の増は少し前年度よりもおさまっているということではあります、世帯の中でもかなり大きな部分を占める国保になっているというのは間違いないというふうに思っています。
- それで、そこでかかわってもう少し実態を突っ込んで聞きますが、先ほど町長のご答弁の中に短期保険証を交付されている方の数が出ていましたが、その内訳はどうなっているのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（大宮正博君） 短期証の発行につきましては、1カ月の短期証が91世帯、3カ月が154世帯、6カ月の短期証が109世帯、合計で354世帯になっております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○7番（広沢 真君） それぞれの1カ月、3カ月、6カ月の最近の動向というか、3月の議会の予算審査特別委員会のときに伺ったときには、1カ月の短期保険証発行がふえているということでしたが、その後の動向はどうなっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（武山昭彦君） お答えいたします。納税相談とかするときにその世帯の経済状態、生活状態等を確認して短期保険証を交付するわけですが、今のところ、極端に6カ月から1カ月に移行したとか3カ月から1カ月に移行したという世帯は、数はふえていません。ほぼ横ばい状態と思われま。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それでは、その上で資格証が発行されていないというのは確認していますので丁寧に対応されているなということを感じるところではありますが、ただ、やはり最初の質問の中で述べたとおり、国民健康保険税の金額そのものが高騰し続けていて、どんな世帯でも払うのが大変というのは全国共通の、先ほどの町長のご答弁もありましたが、どの国保の保険者共通の悩みになっているということは間違いないというふうに思っているところであります。

それで今後の対策、先ほどのご答弁にもありましたが、医療費の高騰あるいはインフルエンザ等感染症の患者数の増減などによっても大きく左右されるということがありますが、今後の値上げの見通しについて、値上げをしたことによる影響というのはどうなのかというところが非常に心配になるわけです。当然現状でも払えない人がいるわけですから、これ以上値上げをすればさらに滞納者をふやすだけではないかというふうに考えられるんですが、その辺についていかにお考えか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 確かに税の方を上げれば、議員さんおっしゃるように、それに伴って税を納められない方も出てくるというふうなこともあるんですが、対応といたしましては……。すみません。もう一度お願いします。

○議長（我妻弘国君） 質問の内容ですか。じゃお願いします。

○7番（広沢 真君） 国民健康保険税をこれ以上上げると、払えない人がさらにふえて滞納がふえる結果にしかならないのではないかという問いです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 確かに議員さんおっしゃるとおり、値上げによって税が高くな

れば払えない人も出てくるというのはそれはわかりますが、実際、国保税については歳出、保険給付費、歳出に対してどれだけの歳入を収るかというふうなのが国保のやり方でございますので、その辺をきっちり対応していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 町長の最初のご答弁にもありましたとおり、今市町村で値上げを抑える仕組みというのは根本的には国保負担をふやすこと、あるいは今全国の自治体で結構多くの自治体がやっているように、一般会計から法定外の繰り入れをするということぐらいしか値上げを抑える方法はないというふうに思っているんですが、その部分について今後の見通しと、法定外の繰り入れなどを考える方向性、これは前にも何度も聞いていますが、今の現時点でのお考えを伺いたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁をお願いします。

○健康推進課長（大宮正博君） 確かにほかの自治体でも保険税を抑えるために法定外繰入をしている市町村、6割、7割ぐらいの市町村があるというふうに認識しております。ただ、法律上は法定繰入ですか、それは決まっております。議員さんご承知のとおり、町の保険財政安定基盤とか乳幼児医療分とか出産手当分とか、そういった形に対して法律でその分は法定繰入しなさいというふうなことで決まっております。ただ、それ以外の繰り入れにつきましては、市町村、保険者によってどこまでが限度なのかなと、負担限度なのかなというのがありますので、他市町村の状況ですね、それらを見ながらこれは町として考えるべきだというふうに思っております。基本的には法定外繰入については国の方としてもしないようにというふうな通知も来てございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） その法定外繰入については、後で触れる国保の広域化について、その法定外繰入をやめさせるための仕組みとして広域化をねらっているという節もありますので、その部分を含めて後でも触れたいとは思いますが、現状で言えば値上げを抑える仕組みというのは、当然健康診断を進めるであるとか、普段の健康づくりに努めるであるとか、医療費の給付を抑えるという点で町として努力をしている部分があって、それが当然一定の影響を持って今年度も値上げをせずに済んでいる部分もあるとは思いますが、だから、その部分については引き続き努力をしてもらいながらも、できる限りこれ以上上げないということを中心に置きながらさまざまな部分を進めていただきたいというふうに思います。

それで、そういう中でも弱者救済、要するに払いたくても払えない、医療にかかりたいのに

かかれなくなることが起こらないようにさまざまな援助制度を進めていく必要があると思うんですが、既に柴田町で持っている制度の中に、前にも取り上げたことがあります。医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免制度というのがあります。ただ、この制度が現状で言えば活用しにくいというか、ほとんど活用されない制度になっている実態があると思うんですが、現状で一部負担金の減免制度の活用の現状を伺いたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 一部負担金の減免につきましては、町の方でそういった規定をつくりまして今やっているわけですが、現段階としては議員さん今おっしゃったように今のところ使っているというふうなことはございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 前から言っていることなんですけれども、基本的に一部負担金の減免制度の中身が前年度よりも大幅に収入が減った方などの激変緩和措置にとどまっているというのが制度の活用が進まない原因だというふうに思うんです。同じ制度を持っているところでも、恒常的に低所得者が申請すれば利用できる制度にしたところで大いに活用されて弱者救済につながっているというふうに思うんですが、その規定について、恒常的な低所得者についての救済措置を設ける考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 確かに全国でもこういった規定持っている市町村は結構多いわけなんです。確かに実際に使われていないというのが実態というふうに認識しております。今議員さんおっしゃった、実際に利用できるようなものにするためには、これは常に周知ですか、そういうふうなのをしたらいいのかどうかということもありますので、その辺、利用すべき人が利用できないということがないように今後ちょっときちっと検証していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 前にも伺ったことがあるんですが、一部負担金減免制度の案内の文書などについてはどのように配置されているかということなんです。伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 特に今現段階では、お知らせ版とかそういったものについては今周知はしてございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 少なくとも町内の医療機関に置いて、例えば窓口の支払い、町内の医療機関でも窓口負担金の未収金を持っている医療機関たくさんあると思うんですが、その部分で窓口にお客さんが訪れて、ちょっとお金が足りないのというふうな話をされた場合に、そのときに少なくともそういう制度がありますよということを医療機関の窓口でも知ることができるようなシステムというか周知の仕方というのはいけませんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 町としても医師会の方、町の医師団の方と毎月打ち合わせ等々をしてございます。そういった中で話題として、そういうことで町としてもこういう形で病院の方に周知してほしいというふうなことをお話しすればそこで対応できるのかなというふうには思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 窓口負担の減免制度をせつかく持っているんですから、活用できる制度に、そしてより多くの困っている人、救えるような制度に改善していくということでぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

次に、後期高齢者医療制度の現状について伺います。先ほど来のお話ですと、滞納が8月25日付と年度当初では若干減っているというようなこともあります。後期高齢者医療制度の保険料が値上げになってから滞納者、滞納率という点で変化があったのかどうか伺いたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） ことし、料金、保険料の改定があったわけなんです。現段階としてはそれによって著しく滞納がふえたとかそういったことがあるというふうには聞いておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（広沢 真君） 年度当初22人、8月25日時点で17人の滞納の方がいるということですが、後期高齢者は基本的には特別徴収の年金天引きですので、この17人の方というのはいわゆる普通徴収の割賦で納められている方だと思うんですが、こういう方について今どういう対応をされているのか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 滞納者の対応でございますが、特に文書で納期ごとに督促状、年2回程度。それから高齢者の方でございますので、やはり随時電話で催促しているという

のが実態でございます。それから、それでもわからない場合は自宅訪問というふうなことで、こまめに職員の方が対応しているというふうな状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） しばらく前に直接課長に伺ったときには、短期保険証を発行されている方が1名おられるということだったんですが、その方はその後どうなっているでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 柴田町としては短期保険証1名ということだったんですが、その方の息子さんとお会いできまして、納付誓約書を出していただいて1回分まず納めていただいたというふうなことで、これから多分大丈夫かなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると、直接的な保険料値上げの影響については、大きく影響が出ているというわけではないというような結果も出ていますが、制度が変わらない限りは今後も値上げが続いていくということがもう自動的に決まっていますので、制度が変わらない限り、制度が続けばこの3年後にはまた値上げされるということで高齢者にとってはさらに追い込まれるということでもあります。これも後で触れますが、今、後期高齢者医療制度に変わる制度も国では議論されていて、その辺も含めて町としてもどういうふうにこれから対応していくのかという点については非常に悩ましい点ではあると思うんですが、その部分についてお聞きします。

それで、同じく医療にかかわっては、町内にいる弱者の方という点では生活保護にかかわる世帯の方の医療という問題もあります。生活保護受給者については医療保険にかかわらず生活保護から措置されるということで、一医療機関、一疾患に対して、医療券というのを発行してもらってそして受診をするということになっているというふうに思うんですが、現状で医療券の発行状況などのデータがありましたら答えていただきたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答えします。21年度実績なんですが、総数で572枚発行しております。船岡の方が480枚、槻木の方が92枚というふうな内訳になっております。今、8月末現在で282件、ことし22年度上半期で発行しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） これも全国的に問題になっているのが、医療券の発行の手続が煩雑で、急に具合が悪くなって受診したいと思ったときにすぐ対応できないという実態があるという

ことなのですが、宮城とそして柴田の場合、その発行の手續について、最速でどれぐらいの手續でできるのかということを伺いたいのですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 翌日、窓口というか福祉課の方に来ていただければ医療券は発行できますので、速やかな対応は可能かなとは思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 全国的に問題になっている点がもう一つありまして、行政機関が、窓口が休みのときに緊急対応をどうするかという点で出されています。都道府県によっては生活保護の受給者証というのを出して、それを医療機関で出して、それで緊急対応して、事後の申請でやるという立場をとっているところもあると聞きますが、宮城、柴田ではどうなっているのか伺いたいと思うのですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 宮城県を取り決めなのですが、実際的には生活保護の受給者証をまず病院等の窓口に出していただくというようなところで、その後、実際的には役場もしくは福祉課等の連絡がとれればそちらで今度は手續というようになりますので、一時的には受給者証を病院の窓口へ提出というふうな取り決めになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると、例えば今の現状でその手續の煩雑さによって受診抑制が起こっているような実態というのは、起こっていないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） はい、そのとおりです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） わかりました。

国保とそれから後期高齢者医療制度、そして今の生保の医療受診にかかわって答弁いただきましたが、これらの問題について率直に言えば、特に国保についてはもう制度として何らかの抜本的な手を打たない限り限界に来ているというのがすべてのデータを照合した限りではあると思います。そのためにも何としてもやはり国の負担増をしてもらわなければならないということなのですが、ただ現状で、今その問題について何か改善があるというふうに新政権誕生後に期待されていたんですが、最初の質問文にもあったとおりそこには全然手を打たれずに、広域化ということ、それから、その後にも述べますが、後期高齢者の人たちを再び

国保に入ってもらって、一体にしなから、それも含めて広域化しようというような動きに今なつてきています。これについて、この問題以前にもう質問で取り上げて、そのときには町長も広域化の話が出ていて今後の推移を見守っていきたいというようなご答弁いただいた記憶があるんですが、現状においてこの広域化の問題について問題意識をどのように持つておられるかということを知りたいと思うんですが、町長。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど申しましたように、各市町村で運営するのはもう限界に来ていると。各市町村によつても国保税にばらつきがあると。やっぱりある程度県単位で広域化というのをやつていかなければならないのではないかというふうに思つております。そうしたときに、24年度で後期高齢者医療制度廃止になるわけで、25年度からは新しい制度になるんですが、国保と被保険と二つにまた分かれるようでございますけれども、やっぱり柴田町単独で考えるというのはこれ難しい話なものですから、やっぱり国の動向を見ていかなければならないというふうに思つております。

やっぱり将来は県単位でこの後期高齢者と国保が一緒になったものをやっぱり運営していくべきではないかなという考えでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 広域化について国の思惑から見ていくと、要するに、まず厚生労働省が言っているのは、先ほど冒頭に上げた国保税を抑えるために一般会計から繰り入れしている法定外繰入をまずすべて解消するということが目的の第一に上げられています。その部分については、やはり自治体独自の努力について、どちらかと言へばこれまでの国のやり方というのは、押さえ込んできて、そして保険制度そのものを医療費給付が上がりれば即保険料で賄うというようなそういう制度につくり変えていこうという意図が見えるわけでありまふ。そういった場合に、この広域化の問題、どういう点が注意しなければならないかということでありまふ。

当然今国民健康保険というのは各自治体ごとに保険者として運営しているわけですが、それぞれに努力の度合いあるいはやり方、考え方が違つてきています。例えば柴田の場合はほかの自治体に比べても滞納者に対しては非常に丁寧に対応されているなというふうに思ふんですが、基本的に町県民税の滞納があつた場合に、納税相談に来てくださいますと呼びかけて、そして来てもらった方には納税の計画を示してもらつて、そして全額ではないけれども1,000円でも2,000円でも納めてくれる方については、優先的に国民健康保険税の滞納に充当してそし



て短期保険証を発行して対応するという、これは丁寧な対応だというふうに思っていますし、以前は私は短期保険証も発行すべきではないというふうに言っていましたが、現状ではこれ以上町としても丁寧に対応できないのではないかというふうに思いますので、非常に丁寧なやり方だなというふうに思っているのですが、一方で、県内では滞納者に対して資格証明証を発行している自治体もあります。

それから、先ごろ日本共産党の横田有史県議会議員が県議会で問題にしたんですが、県の滞納整理機構が非常に人権も無視したような、非常に見せしめ的な対応をやっているということが問題になっています。例えばある事例を言いますと、督促状というか、滞納者に対して通告書を出して、そして家に差し押さえのために入って、そしてその中で日常生活用品も含めて差し押さえをして、そしてインターネットのヤフーオークションに例えば使いかけのボールペンであるとか、それから日常的に使っているはしや茶わんであるとかもヤフーオークションにかけるといような、非常に見せしめ的な制裁的な取り立てをやっているということが県議会で問題になっていました。

そういう対応、当然広域になれば県のやり方というのが持ち込まれてくるというふうに考えられます。当然柴田は2市7町で行っている滞納整理機構で県のやり方とまた違ったやり方をやっていると思います。そこまでひどいやり方をしているというのは聞いていませんので、現状ではそうではないと思うんですが、広域化になると県の考えそのままだが持ち込まれてくる可能性があるということでもあります。

そしてさらに、収納の努力をやって柴田も一定の収納率を確保しているわけですが、自治体によって先ほど来言われているような収納率の差もあります。例えば柴田で努力をして収納率を上げて、例えば仙台あたりで滞納がふえたということになれば、それが要因になって柴田にも値上げが降りかかってくるというようなことは当然予想されることでもあります。ですから、要するにこれまで柴田が努力して、命と健康を守ってきた努力も含めて広域化にするとチャラにされてしまうというような懸念が大きいわけでもあります。

その点について、これまで柴田で努力されてきたことも踏まえてぜひ広域化の議論の中でできれば反対してほしいし、そして、もしどうしても広域化を進めるというのであれば、柴田が頑張ってきたこと、あるいは命と健康を守るという点できちっと立場を明確にして発言をしていただきたいということでもあります。

先ほど来の町長のご答弁にもありましたが、今後の広域化のスケジュールの中で「広域化等支援方針」というのを県知事主導で定めるということになっていて、先ほど第1回目が行わ

れた市町村広域化等連携会議というのをこれから何回か開いていくということになります。ただ、これらというのはあくまで意見交換で、さまざまな広域化についての意見聴取をまとめていくのは何か議決を経るものではなくて知事の専決事項になっているようであります。ですから、例えば県の問題であっても県議会では問題にならないし、ましてや市町村の議会では何らの意見を表明する機会も与えられません。ですからその部分について、この市町村広域化等連携会議に参加される担当者あるいは意見聴取をされる上での担当者、町長のぜひ認識を、これまで頑張ってきたことを投げ出さない、あるいは失わないようなそういう頑張りをぜひしていただきたいというふうに思うんですが、特に滞納制裁やそれから窓口負担の減免制度についても先ほど取り上げましたが、これについては宮城県内の自治体でも持っていない自治体が多いです。その部分について今後ぜひ広域化をしようとする議論の中でも柴田としての明確な立場を示していただきたいというふうに思うんですが、これは町長ですか。町長、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私なりにこれまでのやり方を褒めていただいた以上、広域化でその特色を失ってはいけませんので、きちっと柴田町の意見、広沢議員から申し入れられたことは私の口から、それから担当者の口からこの広域化についてよりよい方向で運営されていくように申し入れは随時してまいりたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それから、県議会でも市町村議会でも議決案件にならないということについては、我々自身も特に手を出して調べない限りは情報が入ってこないということにもなりかねません。この広域化の議論については、ぜひとも執行部からの議会に対する情報提供をこれからも求めていきたいと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） これから連携会議等々がございます。あと、県の方としても市町村長会議等々での説明、議論、そういったのを踏まえて24年度までにいろいろ検討していくという手順になっております。そういうことにつきましてある程度決定してまいりましたら特に委員会等の方にお話をして内容等もお知らせしていきたいなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 今、国民健康保険を初め各種医療制度が、本来の社会保障制度という役

割を変質させようというそういう動きがずっと続いてきております。国民健康保険は、その法律の第1条で、社会保障制度であるということを明らかにしている制度であります。しかし、先ほど来お話ししているとおり、医療費がかかればそれを保険料で賄うというような、もうほぼ民間保険と同じような考え方に換えられようという動きがずっと続いています。そこではやはり最後の防波堤として、ぜひとも町は取り組みでも意見表明でも町民の命と暮らしを守るということをぜひ徹底していただきたいなというふうに思います。

今、昨年誕生したアメリカのオバマ大統領がその最初の公約で掲げていた国民皆保険を復活させるということをやっていましたが、それについて民間の保険会社等の圧力もあってなかなか進んでいないという現状があるそうであります。日本の将来が、1980年代にアメリカが行ったような国民皆保険をなくしてしまうという方向に動かないためにも、ぜひとも柴田町としても声を上げていただきたい。その点では現民主党政権は、この間の経過を見ても、世論で、大きな世論が動くときには意見を変えるということもあるという政権になっているようですので、その部分も含めてぜひ声を上げていって、町民の命と暮らしを守るという点でぜひとも頑張っていたいただきたいということを最後に表明して私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて7番広沢 真君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は14時20分。

午後2時06分 休憩

---

午後2時20分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番高橋たい子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔4番 高橋たい子君 登壇〕

○4番（高橋たい子君） 4番高橋たい子です。大綱2問についてお伺いいたします。

一つ目、我が町における少子化対策を問う。

今、世界的な景気後退と国内における経済格差の拡大が進む中で、若年世代などへの非正規雇用の拡大や失業率の上昇など雇用環境は厳しさを増しております。また、経済社会の変化の中で、少子高齢化による国内需要の縮小と地域格差の過疎化の広がり、地域経済への影響と地域集落の崩壊、いわゆる「限界集落」という新しい言葉まで生まれております。とり

わけ我が国の少子高齢化と人口減少問題が取り上げられてから久しくなりますことは周知のとおりであります。こうしたことから、特に国では、子育て支援や医療費助成など子供を育てやすくする環境に力を入れて対策をしてきたように思います。

しかし、子育て環境が整ったからといって子供を産むかということ、ちょっと疑問符がついてまいります。まず子供を産める環境づくりが大切と考えます。それには結婚という儀式から始まると思います。年々晩婚化が進み、結婚適齢期という言葉は死語になって久しいですが、第二次ベビーブームで誕生した私たち親世代の子供たちは30歳となり、まさに晩婚と言われる適齢期を迎えております。厚生労働省の人口動態統計によりますと、1950年、今から60年前の平均初婚年齢は男性が25歳、女性が23歳でしたが、その後徐々に上昇し、2008年で男性が30.2歳、女性は28歳となりました。また、この平均初婚年齢の上昇は未婚率の上昇へとつながり、2005年の国勢調査では、30歳前半の男性の未婚率が47.1%、後半では30%を占めます。女性では、20歳後半が59%、30歳前半が32%、後半は18.4%となっているそうです。柴田町での未婚率は、20歳から49歳まででは、男性が、総数6,128人のうち未婚者が4,223人、68.9%で、女性は、総数4,088人のうち2,479人が未婚者、60.4%となっております。

このような実態を見て、結婚したいと思っている人は多くいるはずですが。現在「婚活」という新しい言葉がブームになっております。結婚したいが身近に出会いがないというのが現実ではないでしょうか。異性との出会いのきっかけが一番多いのが友人や家族の紹介、次いで職場や仕事関係だそうです。確かに職種によっては異性の少ない職場もあり、また、男女雇用機会均等法施行以来、同僚を異性として意識することが少なくなっていることも一因ではないでしょうか。

以上のことから考えますと、結婚できないでいる人は、結婚して子孫を繁栄するという意識づけや、私も年頃だ、結婚するという動機づけときっかけをつくれぬ人が多いようです。したがって、出会いの場づくりやきっかけづくりがこの問題を解くかぎになるのではないのでしょうか。そこで伺います。

1) 人口が減少している我が柴田町として少子高齢化と人口減少をどのようにとらえているのか。

2) 各生涯学習センターの事業として、青年男女を対象として結婚の意識づけや動機づけを促すための学習活動とか宣伝活動をする計画は現在あるのか。

3) 出会いの場やきっかけづくりをするようなイベントなど、町の関係機関に働きかけをし

て実施する計画はあるか。お伺いします。

2問目、「花のまち柴田」の実現性を伺います。

一つ、さきの町長選挙で滝口町長は、都市成長戦略として「花のまち柴田」のブランド化を公約として掲げ引き続き町政を担うことになりました。その中で特に目を引くのは、自立戦略としての未来のためのマニフェストである花咲山構想の実現であります。モデルガーデンの整備から白石川、船岡城址公園に係る回遊ルートの整備などが主なものです。この構想の実現性について町長の所信を伺いたいと思います。

2番目、フラワーパークの整備についてですが、船岡城址公園と太陽の村が事業対象のようですが、町全体のバランスから見て槻木地区にも1カ所ぐらいフラワーパーク的な施設が必要と考えますが、計画があるかどうか伺います。

三つ目、「花のまち柴田」のブランド化について伺います。今、地球温暖化阻止などを初め環境意識の高まりが見られる中であって、私たちは地域の風土と景観やその環境によって心がいやされて生活をしております。平凡な暮らしの中で、町全体が季節折々に花々で彩られたら素晴らしいの一語に尽き、「花のまち柴田」のブランドが「しばたの桜」とともに全国に発信できるものと思います。

この事業は町の単独事業ではなく、町民一人一人が、地域が一体となって花や緑に親しみ、育てる機会を通してやさしさや美しさを感じる心をはぐくむための情操教育をも兼ねて町民に愛着を持たれることが最も重要であると思います。さらに、新たに観光資源につながるようバランスよく景観形成をしていくべきと考えます。ひいては地域経済の活性化、コミュニティへの再生につながるものと確信をしております。事業を進めていくには町民の協力、サポートが必要不可欠です。そして自然、風土的な関連性や地域の人々に愛着を持たれる意識づけが必要だと思いますが、どのように展開をしていくのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 高橋たい子議員、大綱2点ございました。

まず少子化問題からお答えいたします。

現在次期総合計画を策定中で、その中で調べた柴田町の人口推計では、平成21年から平成30年までの間に総人口は約2,300人が減少し、そのうち14歳以下の年少人口では約1,000人の減少、15歳から64歳までの生産年齢人口では約3,800人の減少、65歳以上の老年人口では約2,400人の増加が見込まれており、今後とも人口減少、少子高齢化は進展していくものと考え

ております。

このような状況の中で、地域では地域コミュニティの衰退、行政では人口減少や少子化による税収減少、高齢化社会による社会保障費の増大などの新たな課題が生じ、行政と住民とで課題解決に向けた取り組みが必要になってきております。

一方で、既に人口減少に見舞われているヨーロッパでは人口減少や都市の縮小を前提としたシュリンキング政策、縮合政策と呼んでいるようでございますけれども、シュリンキング政策をとってきております。人口減少を悲観的にとらえるのではなく、人口減少によってゆとりと町の質を高め魅力的な町をつくる絶好のチャンスと、ヨーロッパではそういう考え方でございます。

町でも、基本的に人口減少や少子高齢化を前提とした「質の高いコンパクトシティ」のまちづくりを進めていくことを考えております。今後の課題解決に向けましては、住民自治まちづくり基本条例による地域コミュニティの支援対策、結婚・出産・子育てなどの総合的な少子化の支援対策、高齢者の生きがいや健康づくり、介護など的高齢者の支援対策などが必要と考えております。

2点目、ご質問の青年男女を対象とした事業ですが、少子高齢化が進む中、少子化の背景には全国的に若年層の未婚、晩婚化現象があらわれていると言われ、まちづくりや生涯学習を通して独身男性、女性の交流支援が求められており、会合等においても身近な話題となっていることは耳にしているところでございます。

生涯学習事業を通じての出会いや交流支援、地域活性化を推進することを目的に、今年、船岡生涯学習センターでは成人教育の一環として、独身者、特に30代から40代の青年層を対象に出会いや交流、親睦を含めた生涯学習の取り組みを行っております。「出会い・ふれ愛教室」という講座名で、内容としてはボーリング・韓国料理、野外活動など6回コースを計画しております。ことし始まった新しい取り組みで、募集20人に対し、参加者は女性10人、男性9人で行いました。生涯学習を通じての出会いや交流を深めることで地域活性化の推進につながるよう、また、今後の事業の経過を見守りながら、近隣市町での取り組みも参考にしながら機会をふやしてまいりたいと考えております。

3点目、ご指摘のように適齢期を過ぎても結婚しない男性、女性が多くなってきていることは全国的な問題となっております。現在はお見合いをして、仲人を立てて結婚するという時代ではなくなったり、また、本人の考え方により独身でいるという考えも多くなってきているのではないかと考えております。少子化が加速する中、結婚して社会に役立つために家庭を持

つというような子供のころからの教育も大切なので、家庭教育や学校教育、青少年教育等で取り組んでいけるように検討いたします。

先月、新聞の報道で独身の漁業者が多い石巻市表浜区での出会い企画の記事が掲載されておりました。漁協青年研究会が企画したもので、16年ぶりとのこと。また、地元の船岡自衛隊では、20歳から35歳までの未婚の女性との「ふれあいパーティー」を毎年実施しており、このように結婚問題はどこでも悩める問題となっているようでございます。出会いの場やきっかけづくりをするようなイベントなどについて、民間の取り組みに期待いたしますが、町といたしましては、J A、商工会、工場等連絡協議会等の関係機関と連携を取り合いながら検討させていただきたいと思っております。

大綱2点目、花のまち柴田の実現性ということでございます。

まず1点目、今年度スタートいたしました「花のまち柴田創生事業」では、船岡城址公園花咲山構想や船岡城址公園と白石川堤が回遊できるルート構築に向けた検討、本町の基幹作物である花卉の販売支援、オープンガーデンの開催など、「花」を題材とし、住民等との協働のもとに施策を展開するものでございます。既に6月と7月には5軒の町民のお庭をオープンガーデンとして開放していただき、多くの人で賑わいを見せました。

また、船岡駅前中央商店街の実施する船岡駅前通りを花で飾る景観整備事業への支援や、柴田鉢花研究会が実施する鉢花の包装材への産地表示の強化についての支援も順調に進んでおります。船岡城址公園と白石川堤を結ぶ回遊ルートの整備については、現在、花咲山構想の中で検討しております。

その具体化の可能性について、先日、県の河川課職員、課長以下が3名来庁していただき、現地を確認していただきました。8月31日には県庁の許認可等で関係する土木総務課、河川課、都市計画課の各担当者に構想概要を説明し、その実現へ向けて努力しているところでございます。回遊ルートの整備は多額の事業費が必要であると思われませんが、船岡城址公園から望む残雪の蔵王連峰と白石川の清流と満開の千本桜が織りなす景観を結びつけることによりまして、柴田町が全国に誇れる観光地に飛躍できると思っております。町民と協働で進めることによって回遊ルートの整備を含む花咲山構想は実現できるものと確信しております。

2点目、槻木地区へのフラワーパーク的施設でございますが、フラワーパークは既存の船岡城址公園と太陽の村を整備することにしております。槻木地区につきましては、現在も地域住民の方々によって道路わきの植栽や空き地への植栽などが行われており、春先には五間堀堤一面に咲くからし菜の花などがございます。槻木の農村地区を一つのフラワーベルトで結

ばれる花空間を創造していきたいと考えております。また、自然や里山の景観を生かしたハイキングコースもあわせて槻木地区に整備してまいります。

3点目、町ではこれまでも「さくら」や「菊」など「花」を色濃くあらわした施策展開を行ってきており、多くの町民に浸透しているものと思います。

しかし、柴田町が今以上に賑わいのある町として持続的に発展するためには、1年を通じて「花」をテーマとした柴田町のブランド化が重要であると考えております。議員ご指摘のとおり、この事業は行政だけで進められるものではなく、町民の方々の理解を得ながら協働事業として進めるべきものと思っております。

今後の事業としては、10月下旬に、仮称ですが、「花のまち柴田シンポジウム」、11月7日曜日には、これも仮称でございますが、「花のまち柴田千人植栽」を開催し、同時に船岡城址公園山頂に町民でつくるモデルガーデニングを整備してまいります。

また、現在策定中の総合計画の基本計画では「花のまち柴田・フラスコスクール事業」を計画しており、より一層の草花への愛着心がはぐくまれる潤いあふれる教育環境づくりを考えております。このほか道路の路肩や町有地の残地にレンギョウ、スイセンを植栽し、花の中に柴田町があるといった新しい景観をつくってまいります。いずれの事業も町民の皆さんの参加を求め、「花のまち柴田」の機運を高め、「花のまち柴田」への愛着と誇りを持っていただくよう努力してまいります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。高橋さん。

○4番（高橋たい子君） 詳しいご答弁をいただきましてありがとうございます。

最初の、人口減少に対して少子高齢化、どのようにとらえるかということでヨーロッパの話が出ました。「ピンチをチャンスに」という私も大好きな言葉ですので、行政、町民一体となって工夫をして、自立した町にできるように頑張っていきたいということでございます。

それから2番目の、青年男女を対象としたということで、船岡生涯学習センターの方で「出会い・ふれ愛の会」を行っているということですが、これについては町内だけの募集ということで行っているのかお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 定員20名の中での女性が10名、男性が9名ということでございます。ただいまのご質問のとおり、募集は町内だけでなく町外の方も参加していただいております。ということで、広くということで、定員の20については理由がありまして、余り多くいますとなかなか難しい面があるということで、やはり20名が、アドバイスもいただい



た中での定員を定めております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○4番（高橋たい子君） このことなんですが、各生涯学習センターそれぞれの事業があると思うんですが、町全体に当然お知らせ版とかで広報されているかと思うんですが、町内全域に広がるような事業を起こしていただければなというふうに思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） この事業につきましては、先ほど町長の答弁にもありましており、平成22年度初めての試みということで始まった事業でもございます。ということで、近隣の事業等を参考にしながら広く広めていきたいという考えで23年度は進めていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（高橋たい子君） 今の事業の内容と、それから後半の「花のまち柴田」のことに関連もするかと思うんですが、提案ということになります。各関係機関といろいろ連携をとりながら検討していくということでございますが、検討とか頑張るとかの部分のその言葉の内容には、その目的を達成するためには内容が具体的でないと、検討の内容それから頑張る内容がしっかりしていないと着地していかないということが何か随分前に私も聞いたような気がいたしますので、十分煮詰めた上で進めていただきたいなというふうに思います。

その中で、これ提案ということになるかと思うんですが、例えば「花のまち柴田」との連携となると思うんですが、城址公園の方に冬のイベントとしてイルミネーションで飾るというようなことが言われていますが、そのときに、例えばの話ですが、そのときに募集をした人たち内外に声をかけて、募集した人たちに準備をしてもらおうとか、点灯式には参加をしてもらおうとか、そんな考えも一ついいんじゃないかなというふうに私自身思っていますが、参考にいただければいいかなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁は要らないんですか。

○4番（高橋たい子君） 結構です。多分やっていただけると信じておりますので。

それから、これも住民一人で花のまちを、行政だけでやることでない、町民一人一人みんな総参加のもとに「花のまち柴田」を形成していくんだということは、私が言うまでもないことだとは思っておりますけれども、当然そうだという回答をいただきました。

そこで槻木地区にも一つぐらいということではあるんですが、これも提案の中の一つになる

と思うんですが、五間堀沿い、槻木地区北部の方、花のフラワーベルトということでの構想があるようですが、これも可能かどうかわからない話なんです、調べないとだめなことだと思うんですが、五間堀、からし菜の黄色もいいんですが、同時期になるかと思うんですが、さくらの木の植栽なんていうのもいいのかなという考えを持っております。これも答弁要りません。心にとめておいていただいて、何かの機会にそれも参考にいただければというふうに思います。提案ばかりで大変申し訳ございません。

それから、空き地とかそういうところにレンギョウ、スイセンということでの回答がございました。これに関してなんですが、県の補助金の中での苗木とかの調達をという話もちよっと聞きましたけれども、これも雇用にもつながるのではないかなというふうにも考えますが、苗木の育て、そういうものを町内で調達できないものかなというふうにも考えております。ちょっと面倒になるかと思いますが、これも雇用にもつながっていくのではないかなというふうにも考えますので、ぜひそれもお考えいただければというふうに思います。答弁はなくて結構でございますので、その気持ちだけ、気持ちだけじゃないんだね、実践できるように提案しながら私の質問を終わらせていただきます。

○議長（我妻弘国君） 高橋さん、三つ、今要らないと言っているんですね。それはやっぱり皆さんやりたくてばたばたしているんですから、答弁をきちっともらった方がいいんじゃないかと。

○4番（高橋たい子君） よろしくお願ひします。

○議長（我妻弘国君） 関係の課長さんたち、答弁をお願いします。最初、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 一つ、最初の提案は、出会いのきっかけ関係で私の方でも考えていたのは、花のまちと連携をできないかと、それでタウンセールスができないかと。そして、それは、例えばうちの方で考えていたのは、花咲山の館山、太陽の村そして槻木の里山ハイキングがありますけれども、今の時代からすると自然とか花を生かした交流の中でパートナーを探すとか宝探しをすとか、そういうイベント性のあるものでできないかというふうに考えていたわけです。メリットは、タウンセールスなのでまず町内外の参加者を求めるというふうになると思います。それから柴田を売るということ、婚活のパーティーだけに終わらせないで柴田も一緒に売っていくと。それから地域の活性化で定住も促進されるんじゃないか、将来は、そういうことも考えていました。そしてイベントをやること、例えば毎回とか毎月とかやることで、例えばですよ、意識づけがされていくと。町内でそうい

うことをやっているんだということで、若い人たちがいずれ結婚しなくちゃならないんだというそういう意識づけもだんだん環境的になってくるのではないかと、そういうふうに思っています。

それから、もう一つは、それをだれがやるかなんですけれども、中間的組織でできないかと。例えば一番手っとり早い話で申し上げますと、例えば観光物産協会とかそういうところがやるようになっていいんじゃないかなというふうに思っています。今の段階は今まちづくりで考えている段階なので、これはこのアイデアが必ずそういうわけではないんですけれども、共通して話になったのは、その「花のまち」と連携をすると。このアイデアについては私も同じように考えていますので、そういう方向で最終的には、今のところ検討ですけれども、そういうふうに考えています。

それから、イルミネーションのことは今言ったことで。

それから、五間堀沿いのフラワーベルトについて、さくらの木というのはほかの方からも、地域の方でもそういう話があるんでしょうか、そういう形で聞いておりますので、これについては例えば地域計画、まちづくり基本条例を制定して住民参加と協働を進めているんですけれども、その延長で地域計画があります。ですから、花の柴田もこの延長上に、地域の中でさくらの木を、五間堀のある地区はそういうのを植えようとか、それからフラワーベルト的には、例えば二つの大きな道路があると思うんですね。槻木の場合は農面農道そして集落道というふうにありますので、そういうフラワーベルト的に考えていきますと、一つは、地域計画の中で皆さんと一緒にこういうところをやっていけないものなのかというふうに考えています。

そういう中には必ず産業といいますか、地域循環型の経済社会をつくっていくという、先ほど大前提のコンパクトシティの考え方がありますけれども、そういう中では、その苗木を例えば地域の奥さん方ですとか、専業の方はなかなか難しいと思うので、そういうノウハウを持っていらっしゃる方で農家の例えば奥さん方がありますとか、そういう方の方をお願いしながら調達できないかと。いずれ今申し上げてきたのは、いずれ花の柴田としてトータル的なところで一つ一つを地域とともに一緒にできないかというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○4番（高橋たい子君） 発言の機会を要りませんなんて言って、大変申しわけございません。今答弁をいただいた、本当にまさしく私の考えているところということで、ただ、会派で岩手に視察に行っていました。目的はちょっと違ったんですが、住民と行政が一体となっ

てやりたいという事業があったという中で、その意識を、意識づけ、意識づけということで私質問の中に入れてさせていただいたんですが、その意識を徹底させるまで5年ぐらいかかったということでございました。これもやっぱりその意識づけを、花のまちだということの意識づけをしていくためには、あした、あさってということには決していかないと思います。根気強く町民一人一人がその気になるようにひとつ今の計画のとおり実現できればというふうに思います。

お願いということに提案をさせていただいたわけですが、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（我妻弘国君） これにて4番高橋たい子さんの一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会といたします。

明日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時52分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年9月7日

議 長

署名議員

署名議員